

平成 25 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 5 日）

平成 25 年 9 月 20 日（金曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 根本 朝栄

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学  
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美  
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一  
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一  
収納課長 木村 修  
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健  
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹  
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子  
建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章  
会計管理者 紺野 哲哉  
教育委員会教育長 菊地 昭吾  
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃  
水道事業管理者 佐藤 敏夫  
上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光  
工務課長 庄司 成二  
総務課参事(兼)総務課長補佐 鞠子 克志  
生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 郷右近 正晃  
社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡邊 明  
都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 鎌田 洋志  
教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐藤 良彦  
管理課参事(兼)管理課長補佐 小林 正喜  
◎事務局出席職員職氏名  
事務局長 伊藤 敏明  
参事(兼)局長補佐 長瀬 義博  
主事 熊谷 路子

---

午前 10 時 00 分 開議

● 議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

● 国民健康保険特別会計(歳入歳出一括質疑)

○根本委員長

おはようございます。

直ちに開会いたします。

ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、引き続き議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決

算の認定についてを議題といたします。

昨日で国民健康保険特別会計の説明が終わっておりますので、これより直ちに歳入歳出一括質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

○藤原委員

7の1の53ページなのですが、一部負担金の免除の件なんですけれども、9月までは国が全額持ったと、10月から国が8割持って2割が実際の負担ということになりました。それでその2割の負担分が53ページの県の支出金の第2号交付金だというふうに理解をしていたんですが、それでよろしいんでしょうか。

○高橋国保年金課長

2割の負担分は、この県の2号交付金の中に入っております。

○藤原委員

この2割を一般的には県が負担をしたというふうな言われ方をしています。しかし、そうではないんじゃないかと。国から来た金をただ単に県がトンネルしているだけではないのかと、県は実際は負担していないんじゃないかというそういう指摘もありますが、この第2号交付金の原資は何ですか。

○高橋国保年金課長

この2号交付金なんですけど、24年度に国の療養給付費に対する負担の割合、保険給付費に対する定率の負担分、34%から32%に変わりました。その2%の差額はこの県の2号交付金のほうに振りかわりになっております。

○藤原委員

そうすると2%分がその2号交付金になって、本来であればいろいろな起因があると思いますが、宮城県全体の自治体の国保会計に配分されるべきものだったと。県がそれをしないで、いわばストックをした形で被災地のいわゆる一部負担に充てたというふうに理解をしてよろしいんですか。

○高橋国保年金課長

この2号交付金の活用の仕方なんですけれども、地域の実情に応じていろいろな部分で国保の財政のほうに活用しなさいということなんですけれども、今回、一部負担の免除それから震災によって保険給付費がかなり大きくなったということもありまして、県のほうではこの2号交付金の中でこの一部負担の免除それから療養給付費激変緩和に、そちらのほうに使わせていただきたいというような説明でございました。

○藤原委員

そういう使い方をしてもいいんだろうからそういう使い方をしたと思うんですけども、ただ一般的にどういう報道をされているかということ、いわゆる2割分の一部負担については県が負担しているとそういうふうな報道がずっとされていたんです。4月からどうするかと。岩手と福島は一部負担の免除を継続することになったけれども、宮城県は金がないからとやめたと。そうすると去年の10月以降も全然宮城県としてはお金を出していなかつ

たと。事実関係から言うと宮城県自身の持ち出しは全くない状態だったんだというふうに理解してよろしいんですね、これは。

○高橋国保年金課長

ちょっと何か回答難しいと思うんですけども、まずこちらの国保特別会計の中の財政調整交付金という形で支出がなされているということでございます。

○藤原委員

市長はどう思いますか、こういう宮城県のやり方を。知事さんと親しいようなんですけれども。

○鈴木保健福祉部長

ただいまの御質問ですが、いわゆる国のお金を使っているかどうか。全くそのとおりで、いわゆる県が一般会計から繰り入れをしてその2割相当分に充てたのかと言われれば、一般会計は一切繰り入れをしておりません。したがって、全て県の交付金の中で2割分を賄ったというふうなことでございます。これまでも県議会でも相当この件に関しては議論されたというふうなことなんでしょうけれども、やはり県としましては相当財源が厳しいというふうなことでございますので、我々市町村としましては万やむを得ずというふうなことであろうかというふうに認識しております。

○藤原委員

私はそういうことを簡単に理解するのはだめだと思いますよ、現地の保健福祉部長としては。岩手と福島やっているんだから。宮城の姿勢は特別に冷たいんですよ、被災者に対して。だから、それを擁護するような発言を被災地の保健福祉部長がするというのは、私は問題だと思います。

それから、一般会計からの繰入金について24年度はしませんでしたという説明がありましたね。何ページでしたか。それで結局23年度、24年度、大幅な赤字になるということで23年度から国保税の引き上げをしました。15%ほどの引き上げをしました。あのときの全体の予測スキームは、平成22年度、23年度、24年度で財源不足額は7億6,790万6,000円になるんだと、3年間で。そのうちの半分を一般会計で持つので、3億8,395万3,000円を一般会計で持つので、どうか市民の皆さん、3億8,395万3,000円、半分を負担してくださいという形で説明があって、議会でも可決されたわけですね。結果として一般会計で持つというその3億8,395万3,000円のうち一体幾ら国保に入れたのかということなんですけど、どうですか。

○高橋国保年金課長

前回の税率改正のときの推計の考え方で、保険給付費が伸びていく、それから歳入のほうもその推計の時点での見込みを立てさせていただきまして、そうすると約7億6,000万円ほどの財源の不足が見込まれるというお話で税率の改正をさせていただいたんですが、この7億6,000万円、これを全て被保険者の方々に御負担いただくのはかなり大変なことであると、急激な負担増にならないようにということで半分は税で持ってくださいと。それ

からもし、これはあくまで推計の話ですので、これがもっと大きくなるかあるいはまた少なくなるかというのはまたやってみないとわからないといえますか、そういったことになりますので、その半分を税で上げさせていただいた、それで不足が出た場合には一般会計のほうから支援をしていただくということで、15%、半分の税率改正をさせていただいたというふうな認識で今おります。

○藤原委員

だから、幾ら入れたんですかという話ですよ、一般会計から。

○高橋国保年金課長

結果的に全く入れてございませんので、ゼロ円でございます。

○藤原委員

これは去年の決算委員会でも根本委員も指摘していますし私も指摘しているんです。赤字になったら補填しますということではなかったんですよ、あのときの税率改正のときのやつは。今後も、去年も指摘していますから繰り返しませんけれども、こういうやり方をしていたら皆さんのデータが信用されなくなりますよ。不足額を大き目に出して、半分は持つから何とか半分持ってくださいと。やってみたらそんな足りなくなりますので、市は入れませんと。なんだ、今度もかなり不足出してまたこんな話するのかと。これを繰り返していたら本当に私は皆さんの言うことが信用されなくなると思います。

私は、東日本大震災という大きな災害があったという予期しない出来事があったにしても、であってもやはり見込みが違ったわけだから、それに対して、市民に対して国保税を負担してもらおうというだけではなくて、見込み違いの責任も負って私はそれなりの責任と負担をするということでないかと本当に信用されなくなると思います。去年も同じことを言ったんですけれども、市長、どう思いますか、これは。

○菊地市長

国保会計の場合だとそのケース・バイ・ケースでやはり見込み違いというのは出てくるんじゃないかなというふうに思います。結果的には一般会計から繰り出しはしなかったということで、非常によかったなと。ただ、何かあった場合には、例えば風邪が蔓延したとか何かということになればやはりそのような形になるわけでございますから、事前にやはり用意周到にやっておくことは私は必要だったんじゃないかなというふうに思います。藤原委員がおっしゃるのもそのとおりだとは思いますが、何回も繰り返したらそれは市民から何だと言われるのは当然かとは思いますが、ただ、予想がつかないということが国保会計にはあるということで、やむを得ないんじゃないかというふうに思っています。

○藤原委員

ただ、私はあんまりだと思えます。7億6,790万6,000円も足りなくなるとこう言って、皆さん引き上げたんですよ。1円も入れないんじゃない。私も国保会計が独採だというのはわかりますよ。けれども、これは引き上げするときの約束だったわけだから、ちょっと私はひど過ぎると思います。100万円が50万円になったとかそういう次元じゃないんだもの。1

億が5,000万円になったとかそういう次元じゃないんだもの。私は、これはやはり市民に対する約束違反なので、私は市長に深刻に反省してもらいたいと思います。そういう気持ちはありませんか。

○菊地市長

いろいろな過去のデータとか何かでも恐らく紆余曲折これまでの国保の歴史の中で数々あったんじゃないかなというふうに思います。その辺のもう一度足跡を振り返ってみてよくよく考えてみたいと思います。

○根本委員長

ほかにございませんね。

○戸津川委員

先ほどの藤原委員の第一の質問に関連をするんですけども、国保、後期高齢者医療、それから介護保険も関連をしますが、国保の部分で昨年24年度中は一部負担金が免除をされていたと、それが4月から打ち切られてしまったわけですけども、市のほうでは打ち切られてしまった後の市民の状況、被災者の状況をどのように認識されているでしょうか。

○高橋国保年金課長

まだまだ市民の方には仮設住宅にまだ入居されている方などもございまして、健康不安を抱えている方はいらっしゃるかと思います。ただ、一部負担金の免除が終了した後、何で宮城終わったんだとか、続けてほしいというようなお問い合わせの電話だったり窓口での相談だったりというのは余り私自身もちょっと受けてはいなかったということで、通常のベースに戻ったのかなというような認識であります。

○戸津川委員

それは私の認識とは大きく、ちょっとそこら辺は、窓口でそういうことがなかったからといってそういう御認識がないということは大変私は残念に思います。ちょっと想像力を働かせていただいて考えていただきたいんですけども、私は正確な数字をちょっときょう持ち合わせていないので言えないんですけども、従来受けていたものを減らしたとかそういう医療の自粛をした方が、半数まではいきませんがたくさんいらっしゃったという事実がございます。そういうことから考えましてもやはり私は、その後いわゆる私が回ったのは八幡地域でございましたけれども、八幡地域において、いかがですかと、今県に対してこういう請願をしているんですけども、署名を集めているんですけどもと言いますと、もうふだんの反応とは物すごく大きく違って、本当にすぎるような思いです。何とかこの制度は復活させてほしいんだと、そういうすぎるような思いで本当に署名を寄せる方の思いがひしひしと伝わってくると、そういう私はこんなに望まれている制度だったんだということを実感しております。

そこで、御存じだと思いますけれども、県に対して請願書を出しました。そこには多賀城市の仮設住宅の自治会長さんが連名で賛同者として、ちょっとこれも済みません、正確な数字

ではないですけれども 200 名近い方たちの仮設住宅の自治会長さんが請願をなさって、ついにそれは県の全会一致で可決をしたという経過がございます。

そこでお伺いしたいんですけれども、やはり県知事さんは可決をした後もお金がないお金がないと言っている状況なんですけれども、お金がないということ为先ほどは保健福祉部長が認められましたけれども、もう一度お伺いしますけれども、お金がないから仕方がないんだというやはりお考えなんですか。

○鈴木保健福祉部長

この一部負担の免除の件につきましては、これまでも何度か議会のほうでも御説明をさせていただきました。また、仮設住宅を市長が訪問した際も仮設住宅の方々から大変強い要望を市長も直接、私も同行しましたので、そういった要望につきましては直接声をお聞きしております。県のほうでも大分県議会のほうでも議論をしたというふうなことも聞いておりますけれども、その後、市としましてもぜひ継続してほしいというふうなことで、県のほうで 8 月に取りまとめをし、県の保健福祉部長も厚生労働省のほうに直接赴いてその要望を伝えたり、また私どもも宮城県の市長会及び町村会としましても県また国のほうに要望書として提出をさせていただいているというふうな経過もございます。

県のほうの取りまとめの段階としましては、県内の各被災された自治体が継続したいかどうかというふうな問い合わせで、できるだけ全額負担で国のほうの負担で継続を働きかけてほしいというふうな要望は繰り返し県を通じて国のほうにさせていただいておりますので、その要望が聞き入れられることを私たちも願っているというふうな状況でございます。

○戸津川委員

県知事さんのスタンスはいつも国のやるべきことを県はやらないと、こういう姿勢が貫かれて、乳幼児の医療費のときもそういうスタンスのようでございます。私はやはり国よりも身近にいる県が被災者の現状をわかれば、それに対してどうしなければならぬか、多賀城市の現状も今わかりだということで安心しましたけれども、そのことがやはり県にしっかり伝わっていないんじゃないかと。さっきお金の話をしましたけれども、私どもの天下みゆきが県議会で議論しておりますけれども、やはり 102 億円くらいの地域整備推進基金というこれは基金で、地方自治体近隣からどうぞ被災者のために使ってくださいと 102 億円が寄せられています。試算によれば、この半分があれば、102 億円の半分があれば今までどおりの支援ができるという試算でございます。そういうことをぜひ直に感じていらっしゃる保健福祉部長、市長であれば、やはり県に対して強く要望してほしいと思うんです。ところが、このたび県はどうも、調査が来たと思いますけれども、被災者の一部負担金の免除を絞り込もうとしているということを御存じだと思いますけれども、この絞り込もうとしていることに対してはいかがお考えでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

確かに、いわゆる分母が大きくなると予算も肥大化するというふうなことがございます。それから、いつかは収束に向かっていかなくてもいけないということも考えなければならぬ

いときに、いわゆる低所得者対策だとかそういったことでの絞り込みというふうなことでのお話でございましたので、そういったことについては市町村と十分話し合いをさせていただいた上で検討させていただきたいというふうな回答を申し上げます。

○戸津川委員

私は、絞り込むということは、今まで援助を受けられていた人の中に、こっちはまた受けられることになったと、けれどもこっちは受けられないで「何でしゃ」というこういう話になるわけで、被災者が今やはり絆ということが叫ばれて一緒に復興していこうというときに、やはり被災者の中にそういうものを持ち込むということはやはり問題があると思いますし、やはり市の窓口としまして、やはりこっちは受けられてこっちは受けられないというそういう矛盾が来るんじゃないかという不安も私は一部あるんじゃないかと思います。ですから、私はやはりお金はあるんじゃないかという視点でぜひ県に、もう本当に切実な要求だということは御両人もわかっていらっしゃる、そうであれば、やはりこれはもう来年また消費税が上がるかもしれないという不安がもっとあるわけです。その不安の中でもう医者に行くことも本当に我慢している、薬を減らしてもらったんだとか、それますます深刻な状況になります。そういうことを考えるとぜひ絞り込むことに理解を示すのではなくて、やはり今までどおりやるのが基本じゃないかと。そのことを前提にやってほしいということ声を大にして県に訴えてほしいと思いますけれども、再度よろしく申し上げます。

○鈴木保健福祉部長

今のお考えも大変重要な視点かなというふうに思います。ただし、これ多賀城市だけで実施するということにはまいりませんので、構成市町村とそういったことについての意見交換もしながら、最終的には被災した市町村からの要望事項というふうなことで県のほうに共同でお話し合いを進めていきたいというふうに思いますので、御理解をお願いいたします。

○竹谷委員

まず、料金改定の積算と、24年度の決算においてどういう結果が出て、私は一般会計の3億5,000万円は入れるべきだと、どういうことであってもという論者でございますけれども、あなたたちはそういうものは赤字になったら入れるんだと。これ何の改定でもそう。多賀城の料金の改定というのは全部そういう傾向にある。料金改定のときは、このぐらい赤字、このぐらい不足するので、このぐらい料金で見て、このぐらいは一般会計で見ざるを得ないだろうという説明をして料金改定を了承していただく。しかし、その後の決算では必ずこういうことが出てくる。赤字でないから入れないという必ず答弁が出てくる。私はそれが不思議でならないんですが、じゃあなぜ料金改定の時と決算においての差異がどこでどういうふうな原因でそういうふうになってきたのか、それを明確にしないと、あなたたちの積算がごまかしているんじゃないかと。こういう言い方はしたくないんですけども、市民からそう問われてもしようがないような話になってしまう。ですから、大型インフルエンザとかそういう予期もしないものが起きたときには一般会計で負担をするので、通常はこうしてほしいというのならわかるんですけども、通常の業務でさえ運営が困るの



でという発想の中での改定だったと私は記憶しているものですから、その辺の原因を明らかにしておかないとまずいのではないのかというふうに私は思います。その辺について、まず。

○高橋国保年金課長

推計と実際の24年度の決算、この違いは何かということでございますけれども、大きく違いますところはやはり歳入の面で国庫、特別調整交付金ですね。こちらのほうで災害関連の特別事情という交付の項目は以前からございましたけれども、これは東日本大震災のための災害の特別財政負担増というような新しいメニューが24年度にできたということがございます。これが約1億8,000万円ほど入ってございます。これは国のほうからは10分の8相当分、それから県のほうからも6,600万円ほど入ってございまして、この東日本大震災に対する財政負担増、これが返さなくていい国からの交付額ということで、こちらのほうが約2億を超す金額が大きく入ったということ。それから震災によりまして、保険安定基盤、いわゆる7割、5割、2割減免、非自発的、結局リストラとか会社を自己都合の退職でなくて国保に加入される方が震災により大きく入られたということがございまして、この方々の所得を100分の30で見るという制度でございまして、これが所得軽減のほうに入ってくると。その軽減者が我々が考えていた以上に多くなったということで、この保険基盤安定負担金のほうも大きく伸びたということがございます。こういったところで推計をしていた時点の違いは、この国からの交付金、こちらのほうが大きくふえたということが一つ今回黒字になった要因でございます。

○竹谷委員

このほかに保険税の減免措置もしたでしょう。それは国の手当として来ていると思います。あなたの今の説明でいくと、3億5,500万円の24年度の収支決算の黒字分がそういう要因になったんじゃないかと思うんです。通常ベースでいけばそういう説明にならないんじゃないですか。3億5,500万円は黒字になった。その要因はこれだというふうに私は解するんです。通常ベースでいってもとんとんだということでしょう。何で一般会計の3億5,000万円を補填しなければいけないという料金改定での積算見積もりなんですか。そこを聞いているんです。ここは3億5,000万円、もうこっちの5の36ページに3億5,512万8,000円実質収支が出ているんだよ。それで2億円を基金に積み立てるという今回の決算の剰余金処分、収支決算処分だ。その約3億5,500万円はこの理由で出たんじゃないのかと。通常ベースでは出ていない。通常ベースはとんとんでした。けれども本来は、それも本来であれば一般会計から3億5,000万何がしを歳入をしてとんとんで行くという発想の中で、改定のときの積算根拠でなかったんじゃないですか。違いますか。その私の解釈が違うのであれば違ふとはっきり言ってください。

○高橋国保年金課長

今回、黒字決算3億5,500万円なんですけれども、説明のときにもちょっと申し上げましたが、国庫負担金の中には概算交付されているものがありまして、こちらはいずれ精算をし

なくてはならない。先ほど申し上げましたのは特別調整交付金、これは精算には該当なりませんけれども、精算をしなくてはならないものがあると。今、補正予算のほうでは 1 億 3,000 万円ほど確定したものと上げてございますけれども、今後見込まれる返還金、さらに 1 億円くらい見込まれております。そうしますと、3 億 5,500 万円のうち約 2 億 3,000 万円くらいは今年度 25 年度に返還をしなくてはならないという状況になっております。実質の差になりますと黒字になりますと、1 億円くらいの黒字になったのかなというふうに見ているところでございます。

○竹谷委員

ちょっとなかなか回答と答弁が、私の質問に対して答弁がかみ合っていないんですけれども。その要因はわかりました。けれども、1 億円が黒字だ。約 2 億予定より多く、2 億 5,000 万円多く見込まれたということでしょう。通常ベースでいったら 3 億 5,000 万円一般会計から入れなければいけない。改定時の資料はそうなっているわけだ。その変化はどこのかと聞いているんです。その変化は、であれば積算が、当時の積算とこの震災別ですよ。別でこういう変化があったというものがなければおかしいんじゃないですか。と、私は思うんだな。それが道理じゃないのかなというふうに、改定のときの料金改定の積算と実際の決算との関係からいけば、こういうところに積算のときに多く積算しておったとかというものが出てくるんじゃないかなと。結果的にあとは料金の余計入ったか入らないかの問題であって、その見積もりによって足りない分を一般会計というの、その見積もりが高かったということになるんじゃないですか。

私はなぜこれを聞いていて、多賀城の今までのもう料金改定は大体こうなってくるんですよ。何のやつでも。そこをもうちょっと実質的な計算でこのぐらいなんて出してもらわないと、先ほど藤原委員からも出ましたけれども、料金改定のあのときの試算は信用できなくなってしまう。それを信用させるためには、こういう原因でこうなりましたときちっとしなければいけない。と、私は思います。私は。それと、基本的に 3 億 5,000 万円入れると言ったら基本的に入れるべきだと。そうでないと、次の改定でまた同じ問題を繰り返す。私はそう思います。ですから、その問題と、私は基本的には 3 億 5,000 万何がしは一般会計で負担すると明言したんだから何があってもそれは負担すべきだと、それで収支で余ったらその分は基金として積み立てておいて国保の財源として今後有効に使っていくんだという視点でいなければ私はおかしいというふうに思うんですけれども、その 2 点について。

○鈴木保健福祉部長

まず、1 点目の今回震災がなかった場合の推計との比較というふうなことについてでございますが、これもちょっと私どももそういった比較を試みようかというふうなことで話し合いは持ったんですが、現実震災が起きてしまったということ、さまざまなそういった交付金が国から来ているということ、それから一番大きな違いは、当初国税の改定を行うときにおおむね給付費の伸び率を 4%というふうなことで計算をしたというふうなことがございますが、現段階で給付費は 8%以上の伸びを示しているというふうなことがあります。

そういうことから考えると、震災がなかったらということだけで考えれば、給付費8%で計算すればもちろん当然今の保険税で対応できるというふうな状況にはないということになりますので、あくまでも今回の保険税の改正につきましては、4%の給付費の上昇に対応するための税率改正であったというふうなこと、それが現実には8%を超えているということ。そういった中から、なかった場合の推計というのはなかなかしづらいというふうなこともございますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

それから、一般会計からの繰り入れをしてそれを基金に積み立ててはというふうな話、これ前回はそういう話をいただいたんですけども、あくまでも一般会計からの繰り入れはルール上は本来できないというふうなことになっております。ただ、市町村の判断で、全国的にも保険税の上昇を抑えるためにどうしてもやむを得ず一般会計から繰り入れをして、保険税の上昇または国保会計の赤字補填をするというふうなことでの繰り入れをしている市町村は、これは日本全国で例はございます。ただし、一般会計から繰り入れをして、その分が余剰金として残ったのでそれを基金に積み立てますよというふうなところまでは、これ全国ではどこも例がないというふうなことがございます。

いずれにしても、一般会計からの繰り入れにつきましては本来ルール上はできないというふうなことになっておりますので、この話をしたときにも赤字補填をしますよというふうなことでのお約束をさせていただいたというふうなことでございますので、国保会計が赤字に転化した場合、その場合には幾らかのお約束を守りつつ、一般会計からの繰り入れをしてその赤字解消に努めていくというふうなことについては、もうこれはお約束ということでございますので、改めてここで言うまでもございませぬけれども、その時期が来ましたら改めてまたそういった対応をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○竹谷委員

いいです。その議論については後でそういう発言をしてあったかどうか議事録を見ていけばわかることですので、もしその議事録がそのように明快に書いてあるとすれば私の認識不足だったということにしておきたいと思います。もし議事録が出てそのようなことがなかったら、あとは言いません。

それから、4%が8%になった、8%でもなお約1億円の黒字になると。すごいですね。何ぼ考えても積算に俺は問題があったというふうに思わざるを得ない。それもあなたとの見解が違うのでちょっと精査してみたいと思いますけれども。それ以上言ってもあなたとはかみ合ってきませんので、私は言わんとするところだけは国保会計の関係者も理解しておいていただきたいと。一般会計と国保の関係はよくわかっています。国保に一般会計から繰り入れする自体がおかしいというのは改定時に幾らも聞いていました。もう耳にたこいくほど聞いていました。もう何十年も。けれども、そうやって改定料金を決めてきたのも事実です。しかし、実質的にはそれだけのものは繰り入れした実績はない。22年度か、多少あったの。ぐらいいいものです。ですから、やはりもっと積算根拠をはっきり理解できるよ

うなものにしていかなければ信用されなくなるということだけ申し上げておきたいと思えます。

○藤原委員

私は事実関係だけ指摘をしておきたいんですが、去年の決算委員会であれだけ議論したのに、いまだにしゃあしゃあとして赤字になったとき繰り入れることにしたんだというのは、これは私は許しがたいですね。事実関係として。料金改定の説明会があったのは平成 22 年 11 月 26 日。そのときの 2 ページの資料で皆さん方はどういうふうに言っているかというところ、改正案の概要(1) 財源予算措置等とあって、ア被保険者の急激な負担増とならないよう、平成 22 年度から平成 24 年度までの不足財源のおおむね 2 分の 1 の額については保険税で充て、残りの不足財源については財政支援として一般会計から繰り入れを行うものとすると言っているんです。これが 22 年度の議案にかかったときの説明資料なんです。だから、皆さんは赤字になったら補填するなんて全然言っていないでしょう。それをなし崩し的に今になってしゃあしゃあとしてそういうことを言うというのは、私は許せないね。

それからもう一つ、実は 24 年の 10 月 31 日にもしかすると 25 年度国保税の引き上げをしなければいけないかもしれないという、そういう説明がありました。そのときにこっそりと、1 ページなんですけれども、そのときこっそりと(3) 平成 23 年度税率等改正と書いてあって、③国民健康保険財政において財源に不足が生じた場合には一般会計から繰り入れを行うこととしたもの、とこっそり文章を書いているんです。そのときも問題にしたんです。こうじゃなかったでしょうと。何でそんなに自分たちが約束したことをなし崩し的に変えるんですか。信用されなくなりますよ、こういうことを繰り返していたら。これ皆さんが出した資料ですからね。私はそういう事実関係をゆがめる答弁はすべきじゃないと思えます。以上です。

○柳原委員

制度上の話として、例えば国が 8 割出すと言っていて、県が今出さないという場合に、多賀城市があとじゃあ 2 割出しましょうと言った場合は、これ免除継続というのは制度的には可能なんでしょうか。

○高橋国保年金課長

2 割を多賀城市が負担するという話なんです、これはちょっと国のほうにそういったことができるかどうかということを確認していただきました。あくまでも 10 割を現物給付というんですか、助成というか、財政支援をしないとそれはちょっと難しいですという返事をいただいております。あくまでも 8 割を財政支援をもらって、2 割負担した分を多賀城市がお支払いますよというようなそういったやり方はできないというような回答。あくまでも初めから 10 割というような形になりますので、そうしますと 1 自治体でそれができるかとなりますと、医師会の関係であったり連合会の関係だったりそもそも県が全て契約をやっておりますので、県のほうの了解がないとできないということにもなります。県としましてはこの県内市町村同一的にやるというふうな形での進め方をしておりますので、

多賀城市単独では実施できないというふうに考えております。

○柳原委員

そういうことで問い合わせたら、そういう返事だったということです。私は市単独でもどうしてもやるんだというふうに言えばできるのかなと思ってちょっと質問したんですけども、何でそういうふうに思ったかといいますと、今の24年度繰り入れ予定が1億7,961万円あったわけですので、もしそれを繰り入れていたとすれば、市が2割分出して窓口の免除負担を継続することもできたのではないかなという思いから今質問しました。例えば今回、この免除というのはずっといつまでも続くわけではなくて、この大震災で市民が生活再建できるまでの限定的な措置なので、それぐらいの市のほうで構えがあってもいいのではないかと思って今質問をいたしました。

次の質問ですけれども、51ページの健康保険税率のところですが、所得割と資産割の関係なんですけれども、ある農家の方からのお話なんですけれども、農家の場合、所得は、農業所得は大変低いんですけども、資産、田んぼがあるためにこの資産割が大変負担が重いということで、この見直しを何とかしていただけないかという話を伺いました。この所得割と資産割の見直しということは今どのように考えられているかちょっとお聞きしたいんですけれども。

○高橋国保年金課長

国保税、大きく分けますと被保険者の方々の収入、それから財産に応じて負担をお願いする応能割、これはいわゆる所得割と資産割、それから国保に加入していることで受けられる利益に対して負担をお願いするこの応益割、これは均等割・平等割というようなことでございまして、多賀城市はこの4方式を採用してございます。これをこのうち所得割・資産割の資産割をなくすということになりますと3方式になるわけですが、資産割をなくしますとこの所得割のほうに高率に率を設定しなくてはいけないということがございます。あと、御存じのように国保には限度額というものもございまして、それをした場合に中間所得層の方々に最も御負担をおかけするというような懸念がちょっと出てきます。それから一気に被保険者全体のバランスがちょっと崩れてしまうということもございまして、税率改正をするときには担当のレベルでもこの資産割のあり方についてはいろいろ検討課題には出てまいりますけれども、現段階としてはちょっとこの資産割を外すのは結構ハードルが高いのかなというような印象を持ってございます。

○柳原委員

なかなか難しいとは思いますが、県内のほかの自治体の傾向とかというのは、何かわかっていましたらちょっとお聞きしたいんですけれども。

○高橋国保年金課長

宮城県内では、仙台市は保険料なのでちょっと除かせていただきますけれども、この資産割がないところ、市部では気仙沼市のみでございまして。あとはもうこの4方式、多賀城市と同じ方式をとってございます。

○柳原委員

では、もう一点ですけれども、毎年お聞きしているんですけれども、資格証の件でちょっとお聞きいたします。

震災後、社会保険から国保に加入する方が一時ふえまして、それで24年度は次第にまた国保加入者から社会保険に戻る方がふえて、次第に国保加入者は減少してきたという説明がございました。ここで国保の資格証の発行状況についてお聞きしたいんですけれども、23年、24年とどういうふうに変ってきているのか、もし資料があったらお願いします。

○木村収納課長

資格証の関係での御質問ということですが、23年の保険証の改定時につきましては資格証が17件、24年度の改定時には18件という数字でございます。

○柳原委員

済みません。短期証のほうも数字がわかったら教えてください。

○木村収納課長

23年の10月の更新時につきましては、短期証の対象世帯が1,122件、24年の10月では928件という形になってます。

○柳原委員

件数としてはそれほど変わっていないということだと思いますけれども、そのうち、納税相談に来られた方、納税相談された件数と、まだ納税相談に来られていなくて例えば短期証がまだお手元に渡っていない方の人数がわかったら教えてください。

○木村収納課長

24年の改定時からの結果で、現時点で835世帯には保険証を交付させていただいて、残りが93世帯という形でございます。ただ、あと10月が改定時期ですので、現在、10月からの分につきましては納税相談等を開始している状況でございます。

○柳原委員

短期証を発行する場合の基準というのは、例えば滞納額が幾らとかという基準はあるんでしょうか。

○木村収納課長

滞納の金額的なものもございまして、基本的にどのくらいの期間納めていただいていないかということが一番問題になりますので、その方の収入状況が随時変わって来たりしますので、そのときに応じて分納とか御相談をいただいて納入されている方は、こちらから短期証でもその都度郵送という形で対応させていただく方もございまして、基本的に全然納めない方もしくは滞納額が膨らんでいく方について、御相談をいただいて短期証を交付しているという形でございます。

○柳原委員

先ほどの納税相談にまだ連絡がついていない方が190人ほどいるという計算になると思うんですが、それでよろしいんでしょうか。

○木村収納課長

先ほども申し上げましたが、こちらにおいていただいていない方は 93 件でございます。

○柳原委員

わかりました。そういった方が納税相談に来られないということ、また保険証が渡らないということになると思うんですけれども、そういう場合、一定期間を決めて連絡が何回連絡してもつかないという場合は保険証がない状態になるということは、病気になっても病院に行きづらいということで重症化になるという場合も考えられますので、一定期間を決めて連絡がつかない場合は郵送するというのも必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○木村収納課長

基本的に納税相談等を行う機会をつくることが目的で短期証という形で出させていただいております。昨年も同様の御質問をいただいておりますけれども、昨年もその際お答えしておりますが、なかなかおいでいただく時間がなかったり、遠距離に何か仕事で行かれている方もいらっしゃると思います。そういった方についてはお電話等で納税相談をした上で交付させていただく等の対応もしておりますので、できるだけ接触を図って交付させていただきたいという形でございます。

○柳原委員

これは毎年要望しているんですがなかなか改善されないということですので、これは市民の命にかかわることですので、手元に保険証がないという方がゼロになるようにぜひこれは頑張ってくださいというふうに思います。何か答弁ありましたらお願いします。

○木村収納課長

先ほどもお話し申し上げたとおり、短期証の目的自体が納税相談等を行うために接触を図るということでございます。先ほど申し上げたように、なかなかおいでいただく機会等がない方については電話等の御相談でも対応してございますので、できるだけ接触を図った上で対応させていただきたいという形でございます。

○根本委員長

以上で終結をいたします。

● 後期高齢者医療特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○根本委員長

次に、平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計決算に入ります。

入ります前に、ここで休憩をいたします。再開は 11 時 10 分といたします。

午前 10 時 58 分 休憩

---

午前 11 時 09 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

担当課長より説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、資料 7 の 1、59 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計の決算について御説明を申し上げます。

初めに、(1) 被保険者の加入状況でございます。表の 24 年度欄で申し上げます。年度末現在の数値でございますが、市の人口は 6 万 1,792 人で前年度と比較いたしまして 626 人の増加、被保険者数は 5,733 人で、301 人の増加となっております。なお、市の人口に占める被保険者数の割合は 9.28%で前年度から 0.40%の増加となっております。被保険者の内訳でございますが、75 歳以上の被保険者が 5,601 人で、65 歳から 74 歳までのこちらは障害認定者になりますが 132 人でございます。次のグラフ、被保険者数の推移をごらんいただきますように、制度創設時の平成 20 年度から被保険者数は増加傾向が続いております。

なお、参考といたしまして、下に宮城県の後期高齢者医療広域連合県全体の加入状況を掲載しておりますが、県全体の人口に占める県内被保険者数の割合は 12.01%でございます。次のページ、60 ページをお願いいたします。

(2) 後期高齢者医療保険料率でございます。後期高齢者の方々の保険料につきましては、お 1 人ずつ所得割額と均等割額で計算されますが、保険料につきましては 2 年ごとに見直しが行われております。平成 24 年度に保険料の改定が行われており、内容につきましては表に記載のとおり、所得割が 8.30%、均等割が 4 万 920 円でございます。課税限度額は 55 万円でございます。

次に、(3) 保険料の収納状況でございますが、24 年度分で申し上げますと、現年分保険料①の調定額は 3 億 4,858 万 6,800 円で、②の収入額から③の還付未済額を差し引きました④の収納額は 3 億 4,684 万 8,805 円で、収納率は 99.50%でございます。次に滞納繰り越し分ですが、同様に、①調定額は 604 万 9,118 円で、②の収入額から③の還付未済額を差し引きました④収納額は 261 万 7,935 円で、収納率は 43.28%でございます。これにより平成 24 年度の保険料合計額は、①の調定額 3 億 5,463 万 5,918 円に対し、②の収入額は 3 億 5,001 万 340 円で、この収入額から還付未済額を差し引きました④の収納額は 3 億 4,946 万 6,740 円となり、合計収納率は 98.54%で前年度から 0.98 ポイント増加をしております。この徴収いたしました保険料は後期高齢者医療広域連合に納付することになりますが、次のページの(4) 後期高齢者医療広域連合納付金の内訳をごらん願います。24 年度の欄をごらんいただきます。納付金は 4 億 1,934 万 6,614 円で、前年度と比較いたしまして 120.12%増加しております。内訳といたしましては、保険料分として 3 億 4,657 万 9,260 円、保険基盤安定負担金として 7,276 万 7,354 円でございます。この保険基盤安定負担金につきましては、県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 の割合で負担をしております。

なお、先ほどの前のページで御説明いたしました保険料の収入決算額とこちらの広域連合



への納付額が異なっておりますが、これは4月、5月の出納整理期間中に収納した保険料につきましては翌年度に広域連合に納付することになるため、一致をしていないものでございます。

次の表とグラフでございますが、後期高齢者の方々の医療費に対する財源のフレームを御紹介いたします。後期高齢者の方々の保険料が1割、それから公費が5割、これは国が4、県が1、市が1の割合でございます。そのほかに現役世代、被用者保険、社会保険それから国保など、若年者の保険料からの支援金が4割で賄われております。こちらに示しております表とグラフは、そのうち後期高齢者医療特別会計から支出する被保険者の方々の保険料納付金、それから一般会計3款から支出しております後期高齢者の方々の医療に対する本市負担分12分の1について推移を載せたものでございます。

なお、参考でございますが、保険者からの支援金といたしまして、きのう国保特別会計でも御説明申し上げましたが、本市国民健康保険特別会計からは後期高齢者支援金として24年度は7億7,423万1,403円を納付しております。

次のページをお願いいたします。

(5) 東日本大震災による災害被害者に対する保険料の減免及び一部負担金免除の概要でございます。62ページは保険料の減免状況、次の63ページにつきましては一部負担の免除証明書の発行状況につきまして、どちらも年度末現在の状況を掲載させていただきましたのでごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○根本委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。質疑はございませんか。竹谷委員。

○竹谷委員

質疑というよりも、この制度は保険料とか全部市で集めて徴収してそして県のほうに一括納入するといういわばそういう手順のみで、実際の医療費とかそういうものは県で全部やるという仕組みになっていますよね。そういう理解でよろしいですか。

○高橋国保年金課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

やはりこの会計は県で全部やるべきだと私は思っているんです。市町村に歳入だけは市町村でやりなさい、あとは県でやりますと言うのであれば、歳入も全部県でやって、それで後期高齢の関係については県の事業としてやっていくんだというのが私は大事ではないかと思うんですけれども、私はそういう視点で物事を見ているんですけれども、これ発足からずっとそのことを言ってきております。市長、これ市長会できちっと整理をして県事業でやるようにやはりお願いしたほうが私はいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○菊地市長

私もそういうふうに思います。できれば機会を捉えてそういう輪をつくっていければ一番いいかなというふうに思います。

○竹谷委員

やはり震災になってからこうだけれども、震災でなければ地方、我々の業務も大変厳しいところに来ているわけですから、県でやるところは県でやってもらうというやはり仕組みをそれぞれの持ち分持ち分を考えていかなければ、これからの地方行政やっていけないんじゃないかという思いがありますので、ぜひ県の市長会なりでひとつ協議をしていただいて、県に強かに申し入れをしながらそういう方向で進めていただきたいというぐあいに市長にお願いしておきます。

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

● 介護保険特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○根本委員長

それでは、平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計決算の説明を求めます。介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

それでは、平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計決算の説明をさせていただきます。

まず、資料 7 の 1 によりまして御説明をさせていただきますので、恐れ入りますが 9 ページをお開き願います。資料 7 の 1、9 ページをお願いいたします。

ページ中段以降の⑤介護保険特別会計でございます。

歳入決算額は 34 億 4,725 万 5,219 円で、前年度決算額と比較して 3 億 1,848 万 7,869 円、10.1%の増となっております。歳出決算額は 33 億 7,060 万 5,974 円で、前年度決算額と比較して 4 億 6,657 万 1,151 円、16.07%の増となっております。歳入歳出差引額は 7,664 万 9,245 円となり、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので本決算を認定いただければ、実質収支歳入歳出差引額全額を介護保険事業財政調整基金に繰り入れをするものでございます。決算積み立て後の介護保険事業財政調整基金の積立額は 1 億 160 万 5,054 円となる予定でございます。

続きまして、64 ページをお願いいたします。

9 介護保険特別会計の決算でございますが、64 ページはただいま申し上げました決算額の内訳表でございますので、朗読は省略させていただきます。

次の 65 ページをお願いいたします。

グラフにつきましては歳入歳出額をグラフ化したものでございますので、御参照いただければと思います。

1 から、介護保険事業の実施状況につきまして表により御説明申し上げます。1、(1) 被保険者数の表、上の欄、24 年度被保険者数につきましては 1 万 2,137 人、前年度比 4.61%の増加でございます。うち前期高齢者は 6,570 人、対前年度 239 人、3.78%の増、後期高齢者は 5,567 人で、対前年度 296 人、5.62%の増となっております。要介護認定者数

は 2,010 人、前年度比で 11.79%の増加でございます。

次に、要介護等出現率は 16.56%、前年度比 6.86%の伸びとなっております。

次の介護サービス利用者数は 1,710 人で前年度に比べ 16.64%の増加となっており、その下、サービス利用率は 85.07%となっております。下のグラフは過去 5 年間の被保険者数の推移をあらわしたものでございますので御参照願います。

次のページをお願いいたします。

(2) 要介護認定者数でございますが、一番右下の認定者合計で平成 24 年度は前年度に比べますと 212 人増の 2,010 人となっております。下のグラフは過去 5 年間の介護の別要介護認定者数の実績でございます。

次のページをお願いいたします。

(3) のアの居宅介護（予防サービス利用者数）でございます。一番右側、居宅利用者合計で 24 年度利用者の計の欄 1,311 人となっており、前年度から 195 人の増加となっております。

次のイ地域密着型介護（予防サービス利用者数）ですが、利用者計 121 人で前年度比較で 21 人の増となっております。

次のウ施設サービス利用者数計は 278 人で、昨年度比較で 28 人の増でございます。下段のグラフは過去 5 年間のただいまのアからウの 3 つのサービスの利用実績を掲載してございます。

○木村収納課長

次の 68 ページをごらんいただきたいと思います。介護保険料収納状況について御説明させていただきます。

平成 24 年度の収納額は 6 億 1,165 万円で、東日本大震災による減免措置等により大幅な減収となりました前年度に比べ 2 億 1,000 万円、率にして 52.28%の増収となっております。内訳といたしましては、上段の表をごらんいただきたいと思います。現年度分で A 欄調定額は 6 億 1,455 万 5,596 円で対前年度比 152.82%、C 欄未還付額は 56 万 4,772 円で対前年度比 10.65%と大きく減少してございますけれども、主な理由は、震災による税額更正の減少によるものでございます。D 欄収納額は 6 億 613 万 7,283 円で対前年度比 153.37%、G 欄収納率は 98.63%となっており、前年度と比較いたしまして 0.35 ポイント上昇してございます。

次に下段の表でございます。滞納繰り越し分でございますけれども、A 欄調定額は 1,874 万 4,800 円で対前年度比 76.70%、D 欄収納額は 551 万 4,255 円で対前年度比 85.74%、G 欄収納率は 29.42%となっており、前年度と比較しまして 3.10 ポイント上昇してございます。現年分滞納繰り越し分を合わせた合計の収納率は 96.58%となっておりまして、前年度と比較いたしまして 2.42 ポイント上昇してございます。

収納率につきましては、東日本大震災の影響による減免措置等の特殊要因がございますけれども、現年度分収納率につきましては、平成 13 年度以来 11 年ぶりに 98.5%を超え、

滞納繰り越し分は過去最高の収納率、合計では 16 年度以来 8 年ぶりの 96%台となっております。

なお、不納欠損の状況につきましては資料 20 ページに記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

○松岡介護福祉課長

続きまして、69 ページをお願いいたします。

(5) は介護給付費の実績でございます。ア、サービス給付費で、一番上の欄、24 年度居宅サービス給付費 15 億 6,114 万 8,046 円から、合計の上、高額医療合算介護サービス費 317 万 167 円まで、利用者数の変化に応じそれぞれ記載のとりの各サービス給付費となっております。給付費合計は 30 億 1,514 万 3,239 円となっており、全体では対前年度比 12.42%の伸びとなっております。イの表は国保連合会に対します審査支払手数料でございますが、合計で 377 万 7,340 円、対前年度比 14.36%の増加となっております。下段のグラフは過去 5 年間の給付費の実績でございます。

○長田健康課長

次のページをお願いいたします。⑥の地域支援事業の状況について概要を御説明いたします。

初めに、アの二次予防事業ですが、シニア元気度調査基本チェックリスト受診者は 6,639 人で、前年度比 3,642 人の大幅な増となっております。

次の二次予防事業対象者年間発生件数は 1,461 人と、こちらも 1,136 人の大幅な増となりました。これは調査方法の変更に伴うもので、シニア元気度調査につきましては後から詳しく説明いたします。

次の介護予防教室開催数ですが、2 教室 57 回の開催となっており、前年度比で 33 回の増となっております。

次の介護予防教室参加人数ですが、実人数 76 人、延べ人数で 606 人、前年度比実人数で 54 人、延べ人数で 378 人の増となっております。

次の終了時アンケートで効果があったと回答した人数は 57 人、前年度比で 37 人の増となっております。

次に、イの一次予防事業ですが、各種教室開催数で 3 教室延べ 88 回開催いたしました。前年度比で 2 教室 68 回の増となっております。

次の各種教室参加延べ人数は 2,251 人で、前年度比で 1,856 人の増となっております。

次の介護予防サポーター育成研修等参加人数は 370 人で、前年度比 56 人の増となっております。

次の出前介護予防講座ですが、32 回の開催で延べ 764 人の方に参加いただきました。前年度比で回数では 12 回、延べ人数では 331 人の増となっております。

次の物忘れ予防相談は 2 回開催し 2 人の参加がありました。前年度比で回数では 1 回、人数では 6 人の減となっております。

以上、24年度につきましてはほぼ震災前の状況に戻ってきております。

次に、平成24年度シニア元気度調査について説明いたします。

介護予防事業の対象者把握については、平成23年度までは健診の受診者に対して基本チェックリストによる生活機能評価を行い二次予防事業の対象者を把握しておりました。この方法では健診を受診しない方の状況を把握できないことから、平成24年度から調査票を郵送し、アンケートによる対象者を把握する方法に変更いたしました。そのためシニア元気度調査受診者及び二次予防事業対象者年間発生数が大幅に増加しております。調査結果につきましては下の表のとおりでございます。65歳以上70歳未満の方8,213人を対象に調査票を郵送し、80.8%の6,639人の方から回答がございました。その結果、二次予防対象者は回答者の22.0%の1,461人となりました。

調査結果の内訳につきましては、右側の欄に記載のとおり、①生活機能全般から⑦の心うつ予防支援まで記載のとおりとなりました。このうち主なものは、⑥の認知機能に心配がある方は34.0%の2,255人で、3人に1人に注意が必要であるという結果となりました。⑦の心でうつなどの心配がある方は21.2%の1,409人で、震災の影響がある程度関係していると考えております。

このシニア元気度調査で対象となった方々に対しまして、平成24年度に一次及び二次の介護予防教室を行ったものでございます。

○松岡介護福祉課長

次の71ページをお願いいたします。

ウは地域包括支援センターの活動状況をまとめたものでございます。(ア)の総合相談業務から、次のページをお願いいたします、(カ)の介護教室開催事業まで、3地域包括支援センターにおきまして関係機関との連携を図りながら高齢者御本人及び御家族の方々のさまざまな相談等への対応、介護予防に向けた取り組みを行い、その生活支援に努めたところでございます。

次の73ページをお願いいたします。(7)は給付費に係る国庫等歳入状況でございますが、年度の下に記載してございます数字は補助基本額で、国庫負担金以下、各項目の上段記載の括弧書きのパーセントが法定の負担割合で、24年度の概算交付による受け入れ額と決算確定後の必要額の差額につきましては25年度に精算をいたします。金額の朗読は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。(8)は地域支援事業に係る国庫等歳入状況でございます。24年度の欄に介護予防事業と包括的支援事業等と記載してございますが、介護予防事業につきましては一次予防事業及び二次予防事業実施に係る介護予防の事業費でございます。包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営経費が主なものでございます。事業に対する国庫、県、市の負担割合は括弧書きで記載しているとおりでございます。また、介護給付費と同じく各項目の必要額が決算後に確定した額でございますので、受け入れ額との差額につきましては25年度に精算をいたします。

次の 75 ページでございますが、(9) は東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料等の平成 24 年度における減免の概要でございます。アの表につきましては、9 月分まで実施いたしました介護保険料の減免状況でございます。記載の減免理由に応じ、減免割合により右端減免額合計で年度末 8,158 万 3,134 円でございます。イの表につきましては、3 月分まで実施いたしました介護サービス利用者負担に係る免除状況でございます。年度末減免免除額は合計で 9,409 万 7,335 円でございます。

以上で資料 7 の 1 の説明を終わらせていただきまして、続きまして資料 7 の 2 により御説明をさせていただきます。

○長田健康課長

242 ページをお願いいたします。

政策 2、施策 2、基本事業 3 から二次予防事業について御説明いたします。事務事業の開始背景、根拠でございますが、平成 18 年 4 月から介護保険法に基づく事業といたしまして介護予防事業が制度化され実施することになりました。対象者は要介護、要支援状態になるおそれのある高齢者等となるものです。事務事業の改善改革経過、全体計画といたしましては、対象者を把握するため平成 24 年度より調査票の郵送を実施いたしました。対象者は要支援、要介護等を除く 65 歳以上 80 歳未満の高齢者です。

次に、対象、意図をごらんください。本事業は二次予防事業の対象者が要介護状態にならず元気に生活していることを狙いとして進めております。その狙いを達成するため、手段でございますように、シニア元気度調査票の郵送により二次予防事業の対象者には案内チラシを同封いたしまして、結果票を郵送しております。参加者の募集に当たっては、地域包括支援センターによる参加勧奨を行いました。筋力アップ教室及び口腔栄養教室を山王地区公民館やシルバーヘルスプラザ等を会場といたしまして実施いたしました。この事業の成果指標といたしましては、指標欄のとおり主観的健康感維持改善者の割合は 75.5%、基本チェックリスト点数維持改善者の割合は 84.7%となりました。本事業の取り組みの評価といたしましては、事業状況欄でございますように教室参加者については主観的健康感維持改善率は約 75%、基本チェックリスト点数維持改善率は約 84%となっており、教室終了時には全体のうち 4 人に 1 人が二次予防事業の対象外となり、順調であると言えます。

今後の成果向上余地につきましては、市内のスポーツ施設等を活用することにより大きな向上を見込むことが可能であると考えております。

以上、二次予防事業についての成果報告でございます。

これで介護保険特別会計の説明を終了させていただきます。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。質疑はございますか。深谷委員。

○深谷委員

まず、今この介護保険が 2000 年に始まってから今度 2015 年から第 6 期が 3 年サイク

ルで始まる中で、今の多賀城市の介護保険の 4,960 円、2000 年から始まってから 3 期ごとのサイクルですと 800 円から 900 円の枠で上がり続けて、全国平均ですね、今現時点が 2014 年で 5 期目の最後の年と。6 期目以降、現在の状況を見ますと高齢者の方はふえてきていて、介護保険の要介護認定を受けて要介護 1 から 5 と要支援 1、2 という枠がどんどんふえてくるということは、保険料も上げざるを得ない状況が近づいているのかなというふうに思うんですけども、今までの経過を見て、6 期目、2015 年度からの保険料等についてはどのような予測を立てておりますでしょうか。

○松岡介護福祉課長

今委員お話ございましたように、これは多賀城市のみならず全国的に介護保険の給付費のほうの増加が伸びておりまして、それに伴いまして保険料のほうも全国的な伸びというところでございます。ただいまの第 5 期が 24、25、26 年という状況で、27 年度から第 6 期がスタートするわけですが、今いろいろ国のほうでも介護保険制度の改革等も審議されているようでございますので、そういったものも含めて今後どういった形になっていくのか不確定要素が多々ございますので、ただやはり介護保険制度の仕組みといたしまして給付費が伸びるということは保険料にはね返ってくるものということでございますので、そういった制度改革等も見ながら、今後、第 6 期の計画策定に向けていろいろ情報を得てまいりたいと思います。

○深谷委員

そういった方で要介護、要支援の方がふえてくるということはいたし方ない、しょうがないのかなというふうにも思うんですけども、そういった中で、この 242 ページにある二次予防事業を含めて地域支援事業という中で、要は要支援、要介護の該当者をなるべく少なくしていくということで大変重要な施策だというふうに思っております。

そんな中で、前回もお願いしていた実数で人数をあらわしていただいたということでとても見やすく計算させていただきました。なおかつ、シニア元気度調査票の送付によって 23 年度 325 人だった方が 1,461 人の該当者が見つかったということは、これは本当にすばらしいことだなというふうに思います。そしてなんです、これは 1,461 人の該当者が見つかって、通所型の教室の参加人数実数が 76 名という数字は、全体の約 5%程度に過ぎません。約 1,400 名の方はこれらを活用していないというのがここに出ている数字かなというふうに思います。下に確かに全体のうちの 4 人に 1 人が二次予防事業の対象者外となりというふうにあります、改善率 84.7%というのはその 76 人の中の回答であって、1,400 人漏れている方というのは、これ今後どのようにケアしていくおつもりなのか伺いたします。

○長田健康課長

深谷委員おっしゃるように、二次予防事業の対象者というのが 1,461 人ということで、確かに実際に参加いただいた方 76 人では、このままのペースですと 10 年以上、20 年近くかかっていくという状況もありますので、25 年度につきましては委託業者をちょっとふや

すような形にいたしまして、教室参加者の人数をふやすようにちょっと考えて実施しております。

それで、こちら今年25年度については、現在76名から179名に人数のほうは大きくふやして参加していただいている状況でございます。これ26年度以降も重要な事業だと考えておりますので、教室の参加数をふやしまして各講座数の参加者の人数も増大させていきたいなという形で考えております。

○深谷委員

教室ふやしていただくというのもずっと言っていたので、ぜひそれで民間のほうもいろいろ活用していただいてどんどんやっていただきたいんですけども、やはりこの評価のあり方としても僕はその5%という数字を見れば決して順調ではないかなというふうに思います。

さらにもう一点ここであったのが、これ二次予防教室対象者外となり順調であるという、この対象者外なので、こういった教室の案内であるとかこういったものというのはそういった方には差し上げないんですか。

○長田健康課長

二次予防事業の対象外となりますと一次予防事業の対象となりますので、その方々につきましては、多賀城市では健康ストレッチ教室、こちらはシルバーヘルスプラザ、あと山王地区公民館、あと大代地区公民館などで行っております。また、あと水中ウォーキング教室なども募集しておりますので、その際は市政だより等で参加者を募集しております。また、特に参加していただきたい方につきましては保健師等から電話とかで教室への参加勧奨をしているというような状況でございます。

○深谷委員

この二次予防事業で対象外となった方は一次ということなんですけれども、要介護のその認定を受ける段階で、どこかに分けて該当なしという3段階になるんでしょうけれども、要介護1から5と要支援1に非該当で、非該当が要は地域支援事業ということになるんでしょうけれども、ぜひそれでもこの二次予防の事業対象外というふうになるとそこに来れないということではなくて、やはり一次予防事業、そして二次予防事業と、該当ある、ないというところの枠というのはそんなにきれいに分けなければいけないものなんですか。もしそうでないのであれば、参加できる窓口を幾つでもふやしてあげて、幾らでもこういった方々が参加できるシステムという方向で僕は問題ないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○長田健康課長

確かにこちら事業といたしましては国への報告とかというふうな形もございますので、それぞれ事業ごとに分けたという部分ありますが、確かに委員おっしゃるように、市民の健康を守るという部分では年齢を区切るということは確かにおかしい部分もございまして、そこら辺は柔軟に対応していきたいなという形で考えております。



○深谷委員

結果的に要介護認定で介護認定を受けなければ、受けないというか、そこに認定が上がったりとか下がったりとか、要は健康を保っていただければこの介護保険の事業に対しても要はいいわけですので、やはりそういったところは柔軟に対応していただいて、ぜひまずこの1,400人拾った方々まだ5%ですので、それ以外の方々もきちんと拾い上げてそういったところに寄与していただければというふうに思いますので、ぜひこの表の使い方も実数でこの健康課以外のところもさまざま出していただけるとやはりこちらも検証しやすいので、健康課以外の皆様にもぜひ実数で出せるところは実数で出していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。回答は要りません。

○戸津川委員

全体にかかわるので何ページと申し上げられないんですが、要支援1と2の人たちに対する今のサービスの状況についてまず伺いをいたします。要支援1と2の人が全体の認定者の中で全体の中に占める割合が年々ふえているというふうに私は感じるんですが、その認識で間違いはないんでしょうか。

○松岡介護福祉課長

資料7の1の66ページのほうに認定者数の状況を今年度は24年、23年度と載せてございますが、過去の状況を見ましても全体的にやはり年によっての上限はございますが、前年に比べて下がった年もございますが、傾向としてはやはり伸びているという状況でございます。

○戸津川委員

資料ありましたので、ごめんなさい。私もちょっと計算させていただきました。20年から24年まで、20年は17%、次の年は19.5%、次の年は20.7%、次は23%、24%というふうに確実に要支援1、2の人たちが占める割合が全体の中でふえているというふうに考えております。要支援1と2の人たちがこのようにふえている状況の中で、要支援1と2の人たちが受けているサービスの主なものは、いわゆるヘルパーさんによる生活支援を受けているというその割合が、全体の中で要支援1、2の人たちが受けているサービスの中で生活支援のサービスが大きなウエートを占めているんじゃないとかいう認識を持っているんですが、その認識はどうでしょう。

○松岡介護福祉課長

ページ67のほうに資料がございます。それぞれの居宅サービス、密着サービス、施設サービスとございますが、要支援の方ですとその施設サービスは受けられませんので、この居宅サービスの中にいろいろやはりホームヘルプサービス事業とかいろいろございますので、やはり基本的には居宅サービスということで、ただこの在宅の中でどれというのはちょっと今この数字には入っておりませんが、要は居宅サービスを受けられているということです。メインで。

○戸津川委員

その居宅サービスというのは要支援 1、2 の人にとってどのような重要な意味があるかというのか、もちろん重要な意味があるのでやっていると思うんですけども、その意義などは。ごめんなさい。

○松岡介護福祉課長

介護保険のサービスにつきましては、要支援の方、要介護の方ということではなくて、やはり認定を受けられた方にとってはいろいろなサービスのメニューの中から御自分の生活に合わせてそのサービスを選択されて受けられている状況ですので、要支援の方だからということではなくて、認定を受けられた方にとっては皆さん同じだと思います。

○戸津川委員

ちょっと失礼な質問だったと思います。済みませんでした。私は今、先ほども制度の全体像が今変わろうとしているというお話ありましたけれども、国のほうではこの要支援 1 と要支援 2 のこの人たちに対するサービスを介護保険から外して、そして地域支援事業でやるようにしますということがもう閣議決定というんですか、政府の中でも正式に何か決まっていますその議論が盛んに行われているようですので、そのことに大変懸念を持っておりません。今やられている大事な要支援 1、2 の人に対する事業を地域支援事業に、丸投げという言葉が適当なのかどうか分かりませんが、それをもう全て国はもう知らないぞ、国は手を引くから地方自治体でそれは考えてうまくやれと、こういう基本スタンスのように感じるんですけども、今の国の動きをどのように感じられていらっしゃるのでしょうか。

○松岡介護福祉課長

今、新聞報道等でも出ておりますが、詳細については全く市町村のほうにはおいていない状況でございます。社会保障国民会議等、あるいは厚生労働省のほうで今いろいろ検討されているようですけれども、まだちょっとその実態あるいは制度の枠組み等々が全くわからない状況ですので、今の段階ではちょっと申し上げかねる状況でございます。

○戸津川委員

地域支援事業というのは介護保険からも確かに財源は出ております。しかしながら、今は介護保険給付見込み額の 3%から多くても 4%、それが上限であるというふうに認識をしておりますけれども、このままこの上限が変わらないまま地域支援事業に投げられてしまつたら私は今の要支援 1、2 の人たちのサービスを維持していくことはできないと思うんです。そして、厚生労働大臣はこんなことも言っているんですね。質を落とさないでくれと。質を落とさないで、今介護ヘルパーさんが専門の方が行っていらっしゃるって生活支援をなさっています。しかしながら、生活支援の中でも時間短縮がありましたね、最近。時間短縮があつて生活支援が今十分ではないにしても、もう専門のプロの方がやっているので、そこで話し合いというんですか、その人たちに話をしながら認知症予防にもなるし、大きな役割を私は果たしていると思うんです。ところが、それをお金がないところですよ、みんなお金がないんですから、地方は。そういう中で地方にやりなさいと言われたら、私は質を落とすなどと言われてもそれは無理だと、そんなことは言われたってお金がなきゃでき

ないですということが現実だろうと思うんですよ。

そこで、保健福祉部長さんをお願いなんですけれども、やはりこの動きというのは、私はせっかく介護保険制度という立派な制度ができて、もう介護の職員さんもここで労働者をふやすことができました、それからケアプランとって一人一人にケアを立てていますよね。そういう本当にできたときには社会保障制度の中でももうこれはすごいいいもののでできたわけですね。ところが、こういうふうにどんどん社会保障という考え方をどんどん後退させて、社会保険制度、払った分だけしか恩恵はないんだと、サービスを受けられないんだという社会保険制度に入ってしまったものだから、どんどん社会保障の制度であるということが忘れられてきているんじゃないかというふうに思うんです。本来は誰だって年をとればこういうことになって、社会保障の制度の中で安心して受けられる制度でなくてはいけないと思うんですね。ところが、そういうふうに今国の方向として、そんなことになったら地方自治体では困りますよと、こんなことではやっていけないですよと、もう3%、4%なんていう上限を区切られた中で私は絶対無理だと思うんです。しかも質を落とすなど言うんですから。

ですから、保健福祉部長さんは、その国にこういう動きがある中で、やはりこれでは困ると、自治体はやっていけませんよと、質を落とさないでやるなんていうことは無理ですよと、そういう声をぜひ上げていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

国に対して声を上げてくださいというふうなお願いなんですけれども、先ほど介護福祉課長が申しあげましたようにまだ内容が精査されておりません。今の地域支援事業のパーセンテージもそのままの状態なのか、当然今まで要支援1、2というのが介護保険給付費の中に組み込まれていましたので、単にそこから除いて勝手にしてくださいというふうな形には当然ならないと思うんですね。どのような給付体系になるのかは今後内容を見て私どもも判断させていただきたいと思いますが、ちょっと話それますけれども、8月の20日の河北新聞に、平均寿命、多賀城市は県内でトップというふうな記事が載りました。これは多分先ほどの一次予防や二次予防、お元気ですか訪問事業やさまざまな高齢者福祉政策の結果としてそういった平均寿命が伸びているというふうなこともあろうかと思えます。一番大事なのはやはり平均寿命よりも健康寿命といいますかそういったことになろうかと思えますが、女性は県内一ということになりましたけれども、男性は17位というふうなことから、男性もトップを目指して高齢者の方々が安心して多賀城で住み続けられるようなそういう施策を展開してまいりたいと思えますので、必要があれば声を大にして国のほうに要望してまいりたいと思えますので、御理解をお願いいたします。

○戸津川委員

おっしゃるとおり、この3~4%を上げていかないとだめだと思います。試算によりますとやはり8%ぐらいにしなければもたないだろう。しかしながら、さっき言ったように要支援

の人たちはどんどんふえている状況ですから、8%でも間に合うかどうか分からない、そういう状況だそうでございます。そしてまた介護保険は、私の身近な人たちは、先ほどもありましたが保険料がどんどん上がっていくと、そしていざこういうふうに支援を受ける、サービスを受ける段階になると今国がどんどん手を引いている状況の中で、もう介護保険から抜きたいわと、介護保険もう抜けてサービス受けなくていいからもうこの保険料が上がるのどうしようもないと、こんな声もあるわけでございます。ですから、それに油を注ぐような、もう本当に不安の中で生きていらっしゃる方たちに私も先日話をしました。高齢者の集まりの中で、そうしたら要支援1と2の人は介護保険から外されるようだよと言いましたら、もう高齢者の中では、何だって、なんてことだって物すごいなんとうめきのような声でございました。こういうことはもう本当にあってはならないと思います。それに輪をかけて、先日の報道によりますと、要介護の3以上の人じゃなければ特養には入れないと、そういうことまで検討していると言うんですね。私はもう本当にどういうことか、そのことを保健福祉部長さんに言ってもしょうがないんですけれども、そういうことをもう高齢者の方たちは本当に切実な思いで受けとめていらっしゃるんですよ。そのことをぜひこれから、さっき声を上げていただくということなので、声を上げていただきたいと思います。以上です。

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩といたします。再開は13時といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後0時58分 開議

○根本委員長

それでは、再開いたします。

● 下水道事業特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○根本委員長

平成24年度多賀城市下水道事業特別会計決算の説明を求めます。下水道担当部次長。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

それでは、下水道事業特別会計決算関係につきまして説明をさせていただきます。

資料7の1、76ページをお願いします。

10、下水道事業特別会計の決算を報告申し上げます。

まず、歳入でございます。平成24年度決算Aの下段欄をごらんいただきたいと思います。

歳入合計額55億4,675万818円でございます。前年度決算額と比較いたしまして17億4,489万3,543円の増額でございます。

次に、歳出でございます。平成24年度決算額B欄をお願いいたします。歳出合計欄をごらん願います。歳出決算額は46億4,438万4,297円でございます。前年度決算額と比較いたしまして10億8,666万7,643円の増額でございます。歳入歳出の増額要因は、

東日本大震災による災害復旧及び復興交付金の浸水対策によるものでございます。

次のページ、77ページをお願いします。

これは下水道特別会計の雨水事業分でございます。決算の概要につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。78ページでございます。

これは下水道特別会計の汚水分でございます。決算の概要につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。79ページでございます。

これは過去5年の下水道事業の歳出決算額をその費目別にあらわしたものでございます。

決算の概要につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。80ページでございます。

これは、下水道使用料で賄う費用と下水道使用料収入額の過去5年の推移でございます。

平成22年度は2年間の消費税特別免除期間が終了し納税義務が発生した関係で下水道使用料で賄うべき汚水事業維持費が増大をしております。また、平成22年度までは下水道使用料で賄うべき汚水事業公債費は年々減少しておりました。このことにより使用料回収率は88%となり、年々向上をしておりました。平成23年度と24年度を比較いたしますと、下水道使用料収入額は住宅の再建等により約8,000万円の増額となりましたが、下水道使用料で賄うべき汚水事業維持費が東日本大震災災害復旧事業により増額となったことから、使用料回収率は66.1%となったものでございます。

次のページをお願いします。81ページでございます。

上段の表(ア)汚水費用構成及び汚水処理原価調べ、及び下段の表(イ)雨水費用構成調べでございます。これは汚水と雨水の事業別構成等を見るためのものでございます。両事業ともに震災による修繕費や災害復旧費が含まれるその他の金額が増加しております。汚水事業につきましては平成23年度に実施をした被災地施設借換債の効果により、平成24年度の汚水処理原価は193円82銭となり、平成23年度と比較いたしまして22円31銭減少しております。

次のページをお願いいたします。82ページでございます。

(ウ)業務比較表でございます。現状分析につきましては、記載されておりますので省略をさせていただきますが、汚水事業につきましては、平成23年度の汚水処理原価と比較いたしますと減少しておりますが、震災前の平成22年度の148円64銭と比較すると45円18銭といまだ大きく上昇している状況にございます。平成24年度の住宅等につきましては月平均約50件、月最大といたしまして62件と、前年度比較で2倍の伸び率で排水設備の接続がなされおおむね順調に推移をしております。しかし、新築住宅は節水型の住宅となっていることから思った以上に使用料がふえない状況にあります。また、工場地帯につきましても製品製造から物流への土地利用転換も見受けられ、震災前の使用料には至っていない状況にございます。汚水施設につきましては、整備後40年を超え老朽化が進んでおり

長寿命化計画の作成をしなければならない状況ですが、たび重なる余震により汚水施設の被害が拡大しつつあること及び浸水対策を最優先にしなければならないことから、現在は見送らなければならない状況でございます。

次に、雨水事業につきましては、表の下段に記載してありますとおり事業認可に基づく整備率 48.8%となっており、50%にも満たない状況であります。9月15日も市内各所で冠水が発生している状況であり、また津波浸水区域は地盤沈下もしていることから、市民の生命と財産を守るため復興交付金等によりまして雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備を加速する必要があると考えております。なお、現在復興交付金で採択になっている八幡排水区及び大代排水区を整備することにより事業認可に基づく整備率は 61.8%となる予定でございます。雨水事業の老朽化対策につきましては今年度から中央雨水ポンプ場の 3 号ポンプの更新に着手をしております。来年度からは引き続き長寿命化計画に基づき事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小限化を図っていきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

83 ページと次のページ 84 ページは、(6) 下水道事業債の残高状況でございます。概要につきましては記載のとおりでございます。

次に、恐れ入ります、116 ページをお願いいたします。

この表は、下水道事業特別会計における震災関連事業の公共下水道施設災害復旧事業でございます。平成 24 年度決算額 16 億 8,686 万 8,987 円でございます。詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、118 ページをお願いいたします。

流域下水道施設災害復旧事業でございます。平成 24 年度決算額 14 万 5,581 円でございます。詳細につきましては記載のとおりでございます。

次に、161 ページをお願いいたします。

主要な施策の成果、事務事業評価でございます。市長公室行政担当吉田補佐より事務事業評価の概要の説明のとおり、下水道事業の事務事業につきましては、対象及び意図が同一な事業につきましては取りまとめをさせていただいて評価をさせていただいております。取りまとめをした各事業につきましては、事務事業の背景、根拠欄に記載をさせていただいております。

それでは、161 ページ、浸水対策下水道整備事業（復興交付金を除く）の説明に入らせていただきます。

政策 1 安全で快適に暮らせるまち、施策 1 災害対策の推進、基本事業 4 治水対策の推進でございます。今回説明をさせていただきます下水道事業につきましては全て同様でございます。

左上の事務事業の開始、背景、根拠でございますが、意図を同じくする高橋雨水幹線整備事業、留ヶ谷 1 号雨水幹線整備事業、雨水排水施設建設事業を合わせた事業でございます。右上の全体計画の欄をごらんいただきます。平成 23 年度末整備率は 38.3%でございます。

平成 32 年度現行事業計画満了時と記載されておりますが、現在行っております雨水計画の見直しに伴い事業計画も延伸をする予定となっております。

中段左側の対象、意図の欄をごらん願います。排水区域、下水道雨水整備計画区域が対象でございます。意図は雨水幹線及び枝線雨水ポンプ場が整備され区域内の浸水被害が減少することを狙いとして進めております。24 年度の取り組みは手段欄記載の各事業でございます。この事業の成果指標は、F 欄記載の整備済み面積でございます。本事業の取り組み評価といたしましては、下段事業状況でございますように順調ではないと考えております。その理由といたしましては、東日本大震災の影響により事業におくれが生じ、事業の一部を繰り越しております。今後の成果向上の余地につきましては、記載のとおり小と考えております。163 ページをお願いいたします。

雨水施設長寿命化対策事業について説明をいたします。事務事業の開始、背景欄をごらん願います。この事業は、中央雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業、八幡雨水ポンプ場長寿命化計画策定事業、中央雨水ポンプ場長寿命化対策事業の 3 事業を合わせた事業でございます。中央雨水ポンプ場既設等施設につきましては設置後 45 年経過し維持費が増加傾向にありました。施設改修に要する費用を補助対象とするためには長寿命化計画を策定する必要があることから、平成 23 年度から着手したものでございます。全体計画といたしましては、平成 24 年度に中央ポンプ場第 3 号ポンプ設備更新設計、平成 25 年度までに長寿命化対象となる雨水ポンプ場の計画策定を行い、策定後は順次更新をする予定でございます。なお、平成 25 年度は中央ポンプ場 3 号機の更新を行ってまいります。

中段左側の対象、意図の欄をごらん願います。排水区域、下水道雨水整備区域が対象でございます。雨水施設の設備等が長寿命化され、施設整備の目的である浸水対策のための機能が継続的に確保されることを狙いとして進めております。手段につきましては記載のとおりでございます。この事業の成果指標といたしましては、指標 F にお示ししておりますとおり、更新済みの雨水ポンプ場施設の数となっております。本事業の取り組み評価といたしましては、下段の事業状況でございますように順調ではないと考えております。その理由といたしましては記載のとおりでございます。今後の成果向上余地につきましては、記載のとおり向上余地は小でございます。

166 ページをお願いいたします。

浸水対策下水道整備事業復興交付金事業でございます。左上の事務事業の開始、背景、根拠でございますが、意図を同じくする下水道事業全体計画見直し事業、中央及び大代雨水ポンプ場ポンプ施設増設事業、大代東雨水ポンプ場、宮内、八幡、明月、町前、都石雨水幹線及び枝線及び雨水貯留施設を組み合わせた事業でございます。右上の全体計画をごらん願います。事業年度は平成 24 年から 27 年でございます。

中段左側の対象、意図の欄をごらん願います。排水区域下水道雨水整備区域が対象でございます。意図は雨水幹線及び枝線、雨水ポンプ場が整備され、区域内の浸水被害が減少することを狙いとして進めております。24 年度の取り組みは手段記載欄の各事業でございます。

この事業の成果指標は、F 欄記載の雨水整備済み面積でございます。本事業の取り組み評価といたしましては、下段事業状況でございますように順調ではないと考えております。その理由といたしましては、他事業との調整及び協議に時間を要し事業翌年度に繰り越しをしております。

ここで、他事業との調整協議についてでございますが、隣接をいたします砂押川、貞山運河等の協議ということでございます。また隣接する町といたしまして仙台市との協議の関係もでございます。そのほかポンプ場及び貯留施設の設置用地、これについての調整協議に現在時間を要している状況でございます。

今後の成果向上につきましては、記載のとおり向上余地は小でございます。

資料 8 の 18 ページに、復興局の局長のほうから実際に多賀城市の復旧率につきまして 12%というふうに資料のほうには記載されております。現在についてもほとんど変わらない状況でございます。8 月末時点の仙台市を除く県内津波浸水沿岸 14 自治体の復旧及び発注状況につきましてお話をさせていただきたいと思っております。平均復旧率につきましては 16.5%、平均発注率につきましては 18.9%でございます。発注率が 100%となっております沿岸自治体は本市と利府町だけでございます。また、他の沿岸津波浸水 12 自治体につきましては 50%に満たない発注率という状況になっております。これは、本市の場合は車両及び瓦れきの撤去が早かったことにより被害調査にいち早く着手できたこと及び発注時の監督員が派遣の支援により充足されたこと、また災害防止連絡協議会加盟の建設業の方々の御尽力によるものだと思っております。決して本市の下水道復旧だけがおくれているということではないことを御理解いただければと思います。

しかし、市民の皆様にも長期にわたり御迷惑をおかけしていることにつきましては変わらぬことでございます。今年度におきましても下水道課職員一丸となって早期復旧を目指してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。下水道特別会計の説明は以上でございます。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。質疑はございませんか。深谷委員。

○深谷委員

全体的というか、ちょっとお伺いしたいんですけども、わかりやすいのでいきますと、宮内ですとかあの辺を内水排除でやっていたりするところはございますが、要は市内でああいった側溝の整備であったりポンプ場の整備であったりそういったものを進めていって復旧していくのはもちろんなんですけれども、地盤沈下して、当時説明受けていたのだと低いところで工場団地のほうで 1 メートルぐらい、あとは桜木で 50 センチぐらいとか、それぐらいの幅で地盤沈下しているような状況を改善しないと、素朴に考えて、側溝の整備をして雨の水を流すとしても、要は低くなったところにやはり水は集まるので、その低くなったところまでを復旧して復旧なのかなというふうに思うんですけども、その地盤沈下



したところも計算してそういう側溝整備等も含めてやるんでしようけれども、その辺についてはどうにお考えでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

まず、地盤沈下そのものは多賀城市内、今委員おっしゃったとおりの状況でございます。それで実際には、地盤沈下そのもの均一ではございませんが、ポンプ場も地盤沈下しております。雨水幹線も地盤沈下、土地も地盤沈下しております。決して雨水幹線だけが地盤沈下しているとかということではなくて、要はその現在の状況で全体的に下がっていると。問題は何かといいますと、河川そのものも沈下はしているんですが、海面は沈下していない。川の水面も沈下しないということなんですね。ですから、内水が排除する部分の、ポンプ場も沈下しているので、その部分を余計これポンプの揚程と言うんですが、余計くみ上げなければならぬというふうな状況になってございます。ですから、そういった部分につきまして、現在ポンプ場について完成形の部分と増設の部分というのがございますが、完成形の部分は貯留であるとかそういったもので対応していくと。あとは、新設のポンプ場についてはそれらを計算に入れた状態で排水を計画するというふうな手法をとっていく予定をしております。

○深谷委員

わかりました。ちょっとそういうところが全体的に下がっていて、それでポンプ、ただポンプでアップするとしても砂押川のその海面、そこが変わらないというふうになると、結果として雨が降って全体的に水が流れたときに、砂押川に出せる量というのは結果今までと変わらないわけですね。そうすると、例えばそのままポンプだけ整備してどうなのかなというところも一つはちょっと若干疑問はあるんですけども、あわせて、西部地域、田んぼがあって、この間の雨のときも僕見ていたら、農家の方々が一斉に田んぼに走って行って田んぼの水を上げるわけですね。そうすると田んぼが貯水池としての役割をほぼ果たさない状況が起きていて、結果として今までと同じように雨水があふれて、あれが高橋雨水幹線例えば整備であったり、今回、少し前に整備した六貫田のところの雨水、砂押川に、その工事やった結果としても今回同じように水があふれたという現状を見ると、やはり農政課ともやはりきちんと話し合いをした上で、ある程度、確かに農家の方々は稲穂を守らなければいけない、ましてや収穫の前の時期でというこの時期重なったこともありますけれども、やはりちょっとその辺を上手に連携を図りながらやっていただかないと、水の流れが想定していたんだけど、それにやはり協力してくれる方々もそこに協力していただかないと結果として冠水してしまうということになれば、やはりちょっと皆さんに被害が大きくなるのかなというふうに思うので、ぜひその辺の調整も図っていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

先日の雨、実際に時間雨量 50 ミリを最大で超えておりました。その関係で実際には今委員おっしゃったところの水門の調整、その辺につきましては高橋雨水幹線のほうに流入をし

ていた状況でございます。それらがある関係上、どうしても高橋からの排水がはげにくかったというふうな状況でございます。これは農政のほうともいろいろお話をしているんですが、農政課の立場としては田んぼを守らなければならないと。あそこに排水をする側溝の水位を見て、田んぼにあふれない程度まで全て川側に流していただいて、あふれそうになったら多少は流していただくとか、そういった今後ますますの横の連携を密にしていかなければならないというふうに考えております。

○深谷委員

やはり下水道の次長からやはり言いづらいのかなというふうに思います。そこを閉めていて、雨が降って、じゃあ水につかったらそれ誰が保障してくれるんだという話で多分農家さんから言われるでしょうし、やはりそういったところはきちんとそういうことも含めて、この農地整備で大規模圃場整備になって、その水の排水関係に関しても例えばリモートという形になればそういったところも解消されるのかなというところもありますので、ぜひそういった施策とあわせて協議を進めていっていただければなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

あわせてもう一件、一本柳が造成してということで、やはり今回の状況を見てもそういったさまざまな要因が重なっての冠水というところもあるんでしょうけれども、そういったことが想定される中で一本柳をかさ上げをして造成をして、要は田んぼが貯水機能がなくなった状態ですね。真っさらで。それになったときの、これは再三部長からも御答弁もらっています。貯水池なり遊水池なり、あとは雨水幹線で整備して対応していくというところなんですけれども、やはりあそこがかさ上げされることに別にそれが反対とか何とかじゃなくて、されて、やはりそこをきちんとしないと、本当にあの辺の方々は雨が降るといっただびに本当に車を移動して寝れない寝れないというふうな雰囲気なので、やはりちょっとそういったところはぜひ最大限に考慮していただいて、造成したから雨でどうしようもないということが必ず起きないようにしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。答弁は要りません。

○佐藤委員

震災以来さまざまな形で復興に向けて努力をされてこられて、さらには自治体支援の方たちもたくさん受け入れられながら課内の仕事の融和を図って頑張っていただいているということに対しては、本当に御苦労さまですという決算の感想を述べたいというふうに思いますけれども、このごろオリンピックが決まりました。私、そのとき、決まったときのニュースで聞いたときに、自分がオリンピックの年に何歳になるんだろうとは考えませんでした。ええっ、あの復興工事ちゃんと計画どおりいくのかなと思ったんです。仮設住宅に住まわれている方が復興住宅に移るということも含めて、多賀城の震災の復興がそのときまできちっと終わっているかしらということが一番最初に念頭にあったんですが、今下水道で抱えていられる事業がそういう時期まできちんと終わっているかどうかということも含めて、課長の思いをちょっと聞きたいんですけれども。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

確かに新聞もしくはテレビ等でオリンピックの関係につきましているいろいろなプロジェクトが始動するというふうなニュースを見ております。オリンピックが始動しなくても、現在、資材の高騰というふうなものが被災地我が多賀城にも影響してございます。これは一つを例にとりますと、労務の費用もそうなんですが、コンクリートそのものも約 1.7 倍ほど上がってきているというふうな状況。これは何かといいますと、骨材、要は採石とか砂、生コンクリートに入れる部分のそういった資材が県内からでは不足していると。それで県外から、遠くは北海道ぐらいからまで持ってきているものもあるやに聞いております。そういった中で、今後その関東地区にそういったプロジェクトの工事が次々出ることになりましたれば大手の方は当然そちらの工事に行かれるんだろうというふうに思っております。それらを回避するためには何をしなければならぬかということをも私もいろいろ考えてみたんですが、早期やはり発注しかないんじゃないかというふうに考えております。そのことによって、向こうのプロジェクトがスタートする前にこちらで発注をするというのが一番の復興の早道ではないかというふうに考えております。

ただ、多賀城の場合は、先ほどもお話の中にちょっと出させていただきました災害防止連絡協議会、そちらの方々に工事を受注していただいているという部分がございますので、今のところ大手ゼネコンというふうな部分ということになりますと、災害公営住宅であったりそういった部分で、下水道の復旧関係についてはポンプ場以外は地元業者さんでやっていただいているということなので、それについてもやはり人員であるとか会社につきましても限りがございますので、なるべく早目に発注をするというしか私は今のところちょっと考えは思い浮かばないという、そんな状況でございます。

○佐藤委員

オリンピックを大きな景気の起爆剤にしようという政府の思いで大々的に盛大にやるんだというふうに思うんです。そういうときに、労働力がそこに集中してしまって多賀城や被災地に回ってこないということが起きては大変だというふうに思うんですね。ですから、やはりそういう意味で、サポートする立場にあるその上の部局、市長を中心とした立場にある方々のサポート体制がうんと重要だというふうに思うんですが、改めて市長、何か答えられることがあれば。

○菊地市長

突然振られたので余り考えていなかったんですけども、流れとしては、今次長が話しされたような状況かなと。7年後というと本当に飛躍期まで、要するに 10 年の計画が満了することから、そこまでちゃんと行けばいいわけございまして、ところが、今の次長の話じゃないけれども、資材の高騰から本当にどんどん上がっていくような傾向で、資材を求めても買えないというふうなことが起きないようにこれは国のほうにもお願いしなくちゃいけないでしょうし、こっちの復旧・復興がおくれてしまったんではとんでもないこととなりますので、その調整も国のほうに求めることが逆にしなくちゃいけないかなとい

うふうな思いもいたすわけでございまして、オリンピックはオリンピックでいいんですけども、その影響でこちらのほうに別の意味での後退が出ないような形で、これは我々もこの7年後をにらんで今から行動していかないと難しいのかなというふうに思います。

○佐藤委員

地元でできることは地元の業者の方々が一生懸命になってやってくださるということではそれはそれで安心なんですけれども、ほかの部分では、やはり被災地域自治体の一員として本当に一日も早い復興が見られるように、オリンピックのあたりにはどの地域もオリンピックが鑑賞できるような、そういう楽しく鑑賞できるようなそういう時期になっていけばいいなというふうに思っております。ぜひそういう立場に立って、市長以下サポート体制をとる方々の全力の頑張りをお願いして終わります。

○竹谷委員

復旧事業に大変御努力をされて、24年度、25年度に向けて頑張っている姿勢に対しては感謝を申し上げたいと思います。

私は、この24年度の決算を踏まえてもですけども、この166ページに書いているように雨量52.2ミリを基準として多賀城は進めてきているというのは御案内のとおりで、私も承知しております。しかしながら、今日の気象変動によりまして今まで多賀城で経験したことのないような集中的豪雨というか、考えられない一気に1時間当たり60ミリ、80ミリが降ってくるような環境に今あるのではないかとというふうに見ております。そうした場合に多賀城のようなこういう地形は一気に都市災害が発生するということを考えざるを得ません。その対応をどうしていくのかということも一方では考えていかなければいけない時期に来ているのではないかと。今回のあの豪雨においても、今までなかったところが冠水したりいろいろありますけれども、少なくともそういうことを想定した何かの策を求めていくことが市民の安心、安全を考えた場合に必要ではないのかなという思いをしているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

確かに委員おっしゃるとおり、多賀城市の雨水計画については52.2ミリという10年の確率ということで整備を進めざるを得ないのは現状でございます。しかしながら、多賀城におきましても過去の水害で9・22という水害がございましたが、あのときの時間最大雨量119ミリというふうに記憶してございます。その雨が多賀城にも実際に過去に降っております。その関係から、雨水計画としてはどうしてもやはり国の補助を得る関係上52.2でやっていかなければなりません。そのほかに他の自治体で今始めております総合治水計画というものがございます。そちらのほうで、その雨水計画の降雨強度を上回った分につきましてはカバーをしていくというふうなことで、今現在総合治水計画のほうも進めておりますので、どんな格好になるかといいますと、どこでもやっている部分の状況になったりもするんですが、公共用地等の浸透性の舗装であるとか、浸透の地盤、要は砂層で地下水が低いところに浸透のますを設置していただくとか、あとは各家庭、企業、そういった方々に要は貯

留、地下貯留であるだとか、天水桶みたいなのだとか、そういったものを設置を御協力いただくということによって、少しでも被害が軽くできるようになるようなそういった今計画についてもつくっておりますので、もうしばらくちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

○竹谷委員

もう一つ、これは可能かどうか問題ですけれども、新設道路、特に高架橋の下、雨水、遊水池的な貯留施設といったらいいのかとか、大規模公園、開発によって公園をつくらなければいけないものがありますから、そういう公園の地下を活用するというのも一方では考えなければいけないのではないかと。いい例では、塩竈で雨水対策でやりました新浜球場の貯留槽のやり方、それから二又球場の貯留槽のやり方、あの下には貯留、雨水をためる大きな施設をつくってそこから終わった後にポンプで流すという仕組みをつくったはずです。ですから、多賀城もやはり都市型的に考えればそういう大型開発とかいろいろなところがありますので、そういうところをやはりちょっと活用することも考えていかなければいけないのではないかと。財政的には厳しい面はあるにしても、そういうこともやはり考えた中で、今ゲリラ豪雨と言われているようなものに対してある意味では対応しているんだよということで市民の安心、安全を求めることも大事じゃないのかなという思いはしているんですけれども、今やっている計画も必要ですけれども、今言ったようなこともその中に入れ込んで研究していくことも今大事じゃないのかなという思いがあるんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

今おっしゃったような公園であるだとかグラウンド、それにつきましても実際は、なるべく私が今考えておりますのは維持管理コストがかからないとう、要はポンプでくむのではなくて、なるべく浸透させてそういった地盤のところにもそういったものをつくって効果を上げたいというふうなちょっと考えをしております。また、それでも当然足りない場合については、そういったものにつきましても取り入れるよう検討してまいりたいと思います。

○竹谷委員

今回のいろいろなのを見て、特に多賀城のいつも雨が降ると浸水する方々は、津波の復旧避難的な道路も必要だけれどもそういうところにも目を向けていただけないのかなという思いがあるようです。ですので、ひとつそういうところにも目を向けて計画的なことを進めていくことが全体の安心、安全、多賀城市民の、また多賀城を通過の方々の安心、安全を確保する政策になるのではないかと思いますので、十二分ひとつ意を用いて研究をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○藤原委員

先ほどの深谷委員に対する御答弁で逆流があったというようなお話があったんですけれども、どういうことなんでしょうか。どこからの逆流があったのか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

逆流ではなくて、農業排水路の部分につきまして、余った部分は今でも高橋雨水幹線のほうに入るような状況になってございます。実際に耕作をして水を引いている場合であるとかそういったときには、先ほど深谷委員がおっしゃった水門があるんですが、花の木水門という水門なんですが、そこから川側に直接排出をするというふうなことで、農政のほうでその水門を管理しているというふうな状況です。ただ、その花の木水門から砂押川の間に、当然水路の脇が両方田んぼになってございます。その田んぼにその水路の水があふれない状態で、ぎりぎりの状態で余ったものは農地を守るために高橋雨水幹線に流れてくるといいうふうな話をさせていただいたところです。

○藤原委員

砂押川の逆流のことではないということですか。首振っていないで教えてください。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

はい、砂押川の逆流ではございません。

○藤原委員

わかりました。多賀城の雨水排水については、災害対策であるというふうに考えています。それについて担当課としてはどういうふうな認識でいるかと。

2つ目なんですが、ポンプ排水に頼らざるを得ない面がありますね。なぜ多賀城ではポンプ排水に頼らざるを得ないのかということについて、端的に御説明をお願いしたいんですが。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

私も災害対策の一端だというふうにまず一つ考えてございます。

あと、ポンプ排水になぜ頼らなければならないのかというふうなことではございますが、堤防よりも要は堤防の内側、堤内地と言いますが、堤防よりも低い土地、あとは砂押川については皆さん当然御存じのとおり満潮・干潮で水位が変わります。満潮になってきたとき高潮になったとき砂押川まで影響を及ぼすというふうなことになります。そうして実際には自然流下では特に桜木近辺、あの辺につきましてはもともと地盤沈下する前から海拔ゼロメートルの地区がございまして。そういったところについては自然排水ができない関係から、ポンプに頼らざるを得ないという状況でございまして。

○藤原委員

私も大体同じ認識なんですけれども、まずは地盤が低いということがあります。それから地盤が低くたってポンプをつけなくてもいい場合もある。それは田んぼだったり空き地だったりすれば、そこに水が滞留していても水害になるわけではないですね。けれども、多賀城は御存じのとおり、市段階では東北人口密度が第1位になっています。つまり人口が密集しているわけです。だから、流れてきた水についてはもうすぐにくみ出していけないと床上浸水とかが発生してしまうということがあります。それから、今のは左岸側ですが、右岸側も同じで低いと。人口密度が高いと。それからもう一つは、右岸側でいうと、私はもうほぼ完全に自然排水できない状態になったというふうに思うんですね。左岸側はまだ砂押川の水位が下がれば流れていくという面はあるんですが、右岸側については自然排水できない

状態になっています。その理由は何だというふうにお考えですか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

もともと右岸側については先ほど言いましたように地盤が低い状況、田んぼだったものから宅地にするときに余り盛土がされていないというのが一つ要因としてあると思います。それにプラス、今回地盤沈下をしてもっと下がってしまったという、そういったことが原因だというふうに私は認識しております。

○藤原委員

もう一つは、やはり人為的な要因があるんですよ。それは仙台港の建設なんです。多賀城市の都市計画地図、白地図を見ると海拔何メートルというのを書いていますね。ソニーのグラウンドは海拔 1 メートルです。それから前の福岡製紙、今は、いろいろ名前変わって忘れちゃったけれども王子コンテナかな、あそこで 2 メートルと書いていますよ。けれども、仙台港を見ると、3 メートルとか 4 メートルとか 5 メートルなんです、あの埠頭が。仙台港できる前は、いわゆる海軍工廠ができた段階は機銃部の周りを 6 メートルの水路がずっとあって、南側の水路から貞山運河に流れ出ていたんですよ。相当広い水路があって流れ出ていたんですよ。自然排水できていたんですよ。仙台港ができる前は。けれども仙台港ができて、多賀城の地盤よりも仙台港の埠頭のほうが高いから、だから自然流下しなくなったんです。と、私は認識しているわけ。だから、これは多賀城が仙台港ができたためにもう人為的に自然排水できなくなったんですよ。と、私は認識しているんですけども、その辺についてはどうですか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

確かにそれもないとは言えないと思いますが、私は、さらに、その多賀城の市街化によって流出係数、要は流れる状態、今まで田んぼだったものが保水能力がなくなって宅地になって、宅地だと流出係数が 8 割というふうになっていくんですが、そういったものが一つの要因であろうと。あともう一つ、私が現在その要因として考えているのは各道路だと思っています。道路といいますのは、国道 45 号線、産業道路、そういったものが当然周りの田んぼ等よりも高くつくられます。つくられたときに、そのときには農業排水路であったりそういった横断管がございますが、その排水の横断容量では宅地に対する排水容量を満たしていない。それが私は原因の一つにあるというふうにお考えしております。

○藤原委員

理由がどれか一つだということはないと思うのね。私もいろいろな要素が重なって八幡、桜木が深刻になっていると思います。ただ、8・5 水害のときに 3 日間にわたって八幡、桜木地域の水が抜けなかったわけですよ。3 日間ですよ。そして結局何したかということ、ポンプ場が水没したのだから堤防を切って水を流したんですよ。それはどういうことかということ、つまり砂押川の堤防とそれから仙台港の埠頭にすっかり囲まれて八幡、桜木が池状態になったということなんですよ、それは。自然排水できない地形になってしまったということなんです。だから、私は、いろいろな要因があるけれども、八幡、桜木についてはもうそれ

が一番大きな原因だと、その仙台港ができたことが一番大きな原因だと。機銃部できる前は自然に貞山運河に何筋も通って自然排水していたと。機銃部ができた後もきちんと貞山運河に抜けるようになっていたと。仙台港ができて抜けなくなったということですね。

私が何でこれを言うかという、仙台市に対する建設負担金、それから仙台市に対する雨水排水の維持負担金、それを見るたびに本当に腹立つわけ。仙台港は宮城県がつくったでしょう。しかも仙台港はほとんど仙台分なんですよ。あそこから固定資産税やら何やらどこに上がっていくかという、みんな仙台に上がっていくわけでしょう。結局多賀城は水害に、仙台港と砂押川に囲まれて水がはけなくなったと。それは多賀城の原因でそういうふうになったわけじゃないのに、やはり仙台にそういう金を払わせられるというのがどうも理不尽だというふうに私は思うんです。だから、これは2つの自治体間にまたがって雨水排水をしなければいけない場合には二級河川に準じてもっと県が関与するとか、そもそも県がつくったでしょうと、多賀城はそれで大変な被害に遭っているんですよというようなことで、これはなかなか難しいとは思っただけでも、やはりそういう経過を機会があることに言っていく必要があるというふうに思うんですけれども、建設部長。

○鈴木建設部長

その問題については過去にも何回か議論させていただきましたけれども、もともと例えば中野ポンプ場に入っていく水についてはもともとが八幡ポンプ場で処理していたものが、それでは足りなくなっていて中野ポンプ場をお願いしたいということで、うちのほうから中野ポンプ場に水を排水していくという関係から負担という形になったというふうに記憶しています。確かに藤原委員おっしゃるとおりの、何となくもうちょっと県が関与してもいいんじゃないかとか、仙台市さんももう少しという感じはしないこともないです。確かにそう言われますと。ですから、水は上から下に流れると言いますけれども、やはり一番被害を受けるのが下流部の多賀城市ですから、そういう意味では非常に余計な金をかけているというか、かなりの金をかけているということにはなるかと思えますけれども、それを言うといういろいろなところに波及する。例えば道路だってそうです。道路も例えばほかの市町村にまたがっている道路についても、ここ通行するときは負担金払えとかという話に、極端な話そういう形になりかねないということもありますので、この辺は今までの経緯、仙台市の中野ポンプ場に入れたという経緯を踏まえて、今の状況で対応していくという形しかないというふうに私は考えております。

○藤原委員

現実的にはなかなか難しい問題だと私は思うけれども、いずれにしても、人為的に仙台港がつくられて多賀城に水が滞留するようになったのはこれは間違いないことなので、これはぜひ市長の政治力を発揮していただいて何とかいい方向で解決をしていただきたいというふうに思います。

それから最後に、下水道担当の次長にもう一度お尋ねしますけれども、去年の12月にもおとしの12月にも水害対策、全般的に一般質問いたしました。桜木、八幡方面に水を流す



など、緊急措置をとれとか、中野ポンプ場も増設するようにしてほしいとか、中央ポンプ場にもそのポンプを増設してくださいとか、仙石線の下を拡幅してくださいとかいろいろお願いをしました。今度の補正に旧 JR 塩釜線についても暫定的な措置をとってもらったことになったんですが、唯一どうも手がつけられていないのが志引団地の出口の仙石線の下水路の底が高くなっている問題なんですよ。これはどういうふうな計画になっていますか。どういうふうな検討をされていますか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

これは雨水計画の見直しの中で、その高さがどの程度高崎側の上流まで影響しているかというふうな部分について現在検証をさせていただいております。実際にはあの水路そのものについて、断面の不足というふうに現段階でちゃんと結果が出なくても上流側に冠水している場所があるので、そういう認識はしております。ただ、前にもお話ししたかと思うんですが、あそこの断面のあの段差の部分だけを解消してその段差を撤去するというのを仮にそこだけやりますと、志引団地内の現在のコンクリート柵渠の水路がねいりが足りないものですから、下がると土が下流側に当然流れます。そうしますと、あの水路は、コンクリート柵渠は皆倒れると、要は安定を失うというふうに私は考えておりますものですから、その辺については、あそこにきちんと完成形の整備断面、今回見直しをした飲める断面をいずれは入れていかなければならないというふうに考えております。

○雨森委員

1 点だけお尋ねしますが、東部衛生の前の道路の砂押川と勿来川の間に遊水池がございませぬ。あそこの活用といいますか、以前にもいろいろと問題がありまして水が入りにくいかということもあったんですが、今実際どのような活用……、余り水がたまったところ見たことがないという声も出ておるんですが、非常に草がぼうぼう生えておりまして、どういうふうになっておりますか。状況。

○永沢建設部次長（兼）都市計画課長

同様の問題意識を我々も実は持っておりまして、管理している仙台土木事務所のほうにもたびたび問い合わせをさせていただいております。仙台土木の回答は、上流域の可動改修がまだ終わっていないので水が流れにくいという回答なんです。ですから上流域の河川改修をすぐにやってくださいというお願いをしておりますので、そういう状況でございます。

○雨森委員

あと何年ぐらいで改修できるんでしょうか。ただ、これからそれまで待ってくれというんですけれども、大体完成時期、どれぐらいということはわかりますか。

○永沢建設部次長（兼）都市計画課長

議会終わったらその辺の具体的な打ち合わせをする予定しておりますけれども、今災害復旧工事をやっております、遊水池の上流域の可動改修にまでまだちょっと手つけられないというお返事は頂戴しております。いつごろなのかも含めて今後協議をしていきたいというふうに思っております。

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

これをもって一般会計及び各特別会計決算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○根本委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

ここで 10 分間の休憩を行います。再開は 2 時 10 分にします。

午後 1 時 58 分 休憩

---

午後 2 時 09 分 開議

○根本委員長

再開いたします。

- 議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 72 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○根本委員長

次に、議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び議案第 72 号 平成 24 年度多賀城市水道事業決算を一括議題といたします。

それでは、収入、支出一括説明を求めます。上水道部次長。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

それでは、水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び水道事業会計の決算について説明いたします。

説明に要する資料は、資料 1、資料 5、資料 7-1 となりますので、お手元に御用意願います。

初めに、資料 7-1、平成 24 年度主要な施策の成果に関する報告書(その 1)の 86 ページをお開きください。

11、水道事業会計の決算、初めに地方公営企業と企業会計の特徴について概要を記載しておりますので、後でござらんになってください。

次のページをごらんください。(1)は業務比較表になります。これは、事業運営の基本事項である業務量と企業活動の結果を平成24年度と平成23年度を比較し、経営状況を示したものです。平成23年度と比較して震災からの復旧に伴い給水人口等ほぼ全ての項目が増加しておりますが、いまだ震災前の平成22年度の水準には戻っておりません。平成23年度と比較して年間総配水量は4.92%、27万4,019立方メートル、年間総有収水量は14.81%、69万5,179立方メートル増加しております。これにより有収率は7.94%増加し、92.22%となっております。

(2)は費用構成及び給水原価の前年度決算比較表になります。これは有収水量1立方メートル当たりについてどれだけの費用がかかっているのかを示す給水原価の算定における費用を性質別に分類し、その増減要因を示したものです。表の一番下になりますが、費用の合計平成24年度決算額は16億899万8,531円で、平成23年度と比較して1,582万8,424円減少しました。その主な要因ですが、震災に伴う人件費、施設の修繕費、企業債残高の減少に伴う支払い利息が減少しましたが、水需要の増加に伴う受水費、資産の取得に伴う減価償却費が増加したことによるものです。次の表になりますが、これらにより給水原価は平成23年度と比較し47.59円減少し、1立方メートル当たり298.57円となりました。

次のページをごらんください。(3)は収益的収入及び支出の決算概要になります。これは、企業の経営活動に伴い発生する全ての収入とそれに対応する全ての支出を示したものです。収益的収入でございますが、表の一番下、水道事業収入計欄の平成24年度決算額は17億6,018万6,403円で、平成23年度と比較して1億7,053万9,004円増加しました。その主な要因ですが、東日本大震災からの復興に伴う水需要の増加で、給水収益が14.84%、2億1,260万7,704円、住宅等の再建などに伴い加入金が114.82%、2,247万9,450円増加したこと、補助金が災害復旧事業の完了に伴い減少したことなどによるものです。次に、収益的支出でございますが、表の一番下、水道事業支出計欄の平成24年度決算額は16億8,096万9,938円で、平成23年度と比較して356万2,864円減少しました。その主な要因ですが、水需要の回復に伴う受水費の増加により原水及び浄水費が1.42%、1,345万7,383円増加したこと、災害復旧事業の完了により配水費が2,378万6,865円減少したこと、組織改編による人件費の組み替えにより給水費が増加、業務費が減少したこと、不納欠損処分により特別損失が322万4,267円増加したことによるものです。また、平成23年度からの繰越事業鴻ノ池水管橋修繕を完了いたしました。なお、営業費用中、災害復旧費の財源として企業債60万円を借り入れました。

次のページをごらんください。(4)は資本的収入及び支出の決算概要になります。これは主として建設改良事業及び企業債に関する収入及び支出を示したものです。資本的収入でございますが、表の一番下、資本的収入計の平成24年度決算額は2億7,870万4,540円で、平成23年度と比較して99.76%、金額で1億3,918万6,463円増加しました。増加の主な要因ですが、災害復旧事業等の事業量の増加及び企業債の充当率を50%から

85%に引き上げたことなどによるものです。なお、下水道災害復旧事業に伴う排水管移設補償工事の財源として5,448万3,000円を平成25年度に繰り越しました。

資本的支出でございますが、表の一番下、資本的支出計の平成24年度決算額は6億5,450万9,969円で、平成23年度と比較して12.6%、金額で7,321万7,171円増加しました。増加の主な要因は、災害復旧工事等の増加によるものです。なお、下水道災害復旧工事に伴う排水管移設補償工事費5,982万7,000円を平成25年度に繰り越しました。ページの一番下の欄、資本的支出不足額の補填内訳でございますが、資本的収入のうち水資源開発負担金については別途積み立て処分としますので、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億8,232万7,198円となります。これを補填する内訳項目及び補填額は記載のとおりとなります。

次のページをごらんください。(5)は損益計算書の前年度決算比較表でございます。これは当該年度における収益とそれに対応する費用の差し引きによって算定される純利益または純損失とその発生由来をあらわすことにより、企業の経営成績を明らかにするものです。収益的収入及び収益的支出から消費税を抜いた額であり、記載項目が同じであることから項目別の増減及び要因についても同様ですので、ここでの説明は省略させていただきます。ページの一番下の欄をごらんください。借方決算額と貸方決算額との差額により当該年度の損益となりますが、記載のとおり平成24年度は6,457万8,299円の純利益を計上することができ、平成24年度の未処分利益剰余金2億6,722万8,326円となりました。

次の91ページから93ページまでは各種経営分析となっております。平成24年度多賀城市水道事業会計に係る経営分析として、各指数における分析項目と算式及び多賀城市の平成23年度と平成24年度の指数、それに比較する指数として全国の類似事業体の平成23年度の平均指数を記載しております。また、指数の項目ごとに指数の説明、現状の分析、分析から導き出される今後の課題等について記載しておりますので、後ほどごらんになってください。

93ページをお開き願います。下の欄のまとめをごらんください。水道事業の現状評価と課題について、3将来へ向けての課題解決でございますが、水道事業は高普及率を達成し、社会基盤を支える現在においても老朽化施設の増加や地震に対する脆弱性などさまざまな課題を抱えております。また、生活スタイルの変化や人口減少社会の到来などによる水需要の減少に伴う料金収入の減少など、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このような社会情勢の変化に伴う課題を抱えながらも、将来にわたって安全な水道水を市民の皆様へ安定して供給することを目指し、将来あるべき姿として策定した水道ビジョンを基本として今後も効率的な事業運営を図ります。

次に、収益費用明細書について説明いたしますので、資料5の103ページをお開きください。

主なものの説明とさせていただきます。初めに、水道事業収益として収益合計は16億7,707万719円でございます。営業収益中、給水収益は年間有収水量538万9,084立

方メートルの水道料金でございます。加入金 4,005 万 4,000 円は、新設 235 件、増径 88 件、計 323 件分でございます。その他営業収益中、下水道負担金は下水道料金徴収に伴う負担金 23 万 5,888 件分でございます。

次に、営業外収益でございますが、補助金は水道施設の災害復旧事業 7 件に対する補助金でございます。

以上で収益の説明を終わります。

○庄司工務課長

次に、104 ページをお開きください。

費用について御説明申し上げます。

水道事業費用合計で 16 億 1,249 万 9,890 円でございます。営業費用中、原水及び浄水費で給料から法定福利費まで職員 3 名分の人件費でございます。

主な費用について御説明申し上げます。中ほどの委託料は、末の松山浄水場運転管理等包括業務委託などに要した費用となっております。負担金は、仙台分水に係る釜房ダム設備負担金などがございます。受水費は、仙台分水で 138 万 6,996 立方メートル及び広域水道からの 433 万 1,472 立方メートルの受水費となります。

次に、配水費としまして、給料から法定福利費まで職員 7 名分の人件費でございます。

次のページ、105 ページの上から 4 行目委託料は、施設維持管理としての漏水調査業務、機器の保守点検ほか各施設に要した業務委託 4 件に係る費用でございます。修繕費は配水管修理等に係る費用でございます。

次に、給水費で給料から法定福利費までは職員 3 名分の人件費でございます。中ほどの委託料は、有効期限満了に伴う量水器 2,528 個の交換業務に要した費用などがございます。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

次に、業務費ですが、給料から、次のページをお開きください、上から 3 行目の報酬までは職員 5 名と非常勤職員 1 名分の人件費でございます。

委託料は、転入・転出に伴う開閉栓業務委託料と納入通知書作成業務等の委託料でございます。手数料は、水道メーター検針員 17 名分の検針事務手数料、水道料金の口座振替及びコンビニ収納代行手数料でございます。

次に、総係費ですが、給料から法定福利費までは管理者ほか職員 7 名分の人件費でございます。委託料は、庁舎維持管理の業務委託のほか、会計制度の改正に伴うシステム移行業務などがございます。

次に、減価償却費は有形固定資産減価償却費でございますが、資産の種類ごとの減価償却費を 108 ページから 109 ページに記載していますので、後ほどごらんください。

資産減耗費は、固定資産除却費で、配水管整備事業等に伴う資産の撤去及び廃棄費用でございます。

次に、営業外費用 1 億 139 万 905 円でございます。支払い利息は企業債償還利息でございます。なお、平成 24 年度企業債の年度末残高は 41 億 406 万 4,871 円で、平成 23

年度末と比較して 1 億 5,058 万 8,053 円減少しております。110 ページから 113 ページに企業債明細書がございますので、後ほどごらんください。雑支出は災害復旧の工事確定に伴う国庫補助金の還付等でございます。

次に、特別損益 350 万 1,359 円でございます。その他特別損失は水道料金の不納欠損処分によるものでございます。

次に、議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明をいたします。

資料 1 の 26 ページをお開きください。

平成 24 年度多賀城市水道事業利益剰余金処分計算書です。平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算において、平成 24 年度の純利益は 6,457 万 829 円となり、その結果、未処分利益剰余金は表右上の欄に記載のとおり 2 億 6,722 万 8,326 円となります。利益の処分については地方公営企業法第 32 条の規定により、法定積立金の積み立て義務がありましたが、平成 23 年 5 月 2 日公布の地方公営企業法の一部改正により、法定積立金の積み立て義務が廃止され、条例による処分または議会の議決を得て処分できることとなりました。このため今回は未処分利益剰余金のうち 3,200 万円を減債積立金として処分する案を提出するものです。

処分後の残高は表右下の欄に記載のとおり 2 億 3,522 万 8,326 円となり、これを繰越利益剰余金とするものでございます。

引き続き、主要な施策の成果に関する報告書を説明いたします。

○庄司工務課長

資料 7 の 1 の主要な施策の成果に関する報告書(その 1)、214 ページをお開きください。

資料 7 の 1 の 214 ページをお願いいたします。

ここからは、政策 1 安全で快適に暮らせるまち、施策 8 安全で安定した水の供給の施策分野となります。

初めに、217 ページをお開きください。

基本事業 2、水道水の安定的な供給から配水管整備事業、管路耐震化について御説明いたします。事業の開始、背景、根拠でございますが、水道は極めて重要なライフラインであり、突然の断水の影響ははかり知れないものがあります。こうした中、平常時はもとより、震災の非常時においても一定の給水を確保することが求められております。このため長期的な視野に立って水道施設の耐震化を図ることが重要と考えております。右上の全体計画といたしまして、本市では平成 11 年度から管路の耐震化事業を取り組んでおります。平成 23 年度に策定しました水道ビジョンでは、管路耐震化率の目標を平成 32 年度までに 40%と設定し事業を展開しております。また、平成 25 年度からは厚生労働省の国庫補助事業の採択を受け事業を実施しております。

中段左側の対象、意図の欄をごらんください。本事業は口径 75 ミリメートル以上の配水管を対象に、水道水の安定的な供給を図るため耐震化を推進することを目的に事業を実施し

ております。その狙いを達成するため、中段右側の手段でございますように、配水管布設がえ工事で口径 75 ミリメートル以上は耐震管であるダクタイル鋳鉄管を採用しております。工事内容としまして平成 24 年度は市内 8 カ所で 2,586 メートルの耐震化整備工事を実施しております。この事業の成果については、成果指標 F にお示ししているように配水管耐震化率とすることとし、平成 24 年度で 26.4%となり、昨年より 0.7%向上しております。

本事業の取り組みの評価としましては、事業状況でございますようにおおむね順調と考えております。その事由として、計画に基づき整備しておりほぼ予定どおり進捗しております。また、耐震管に布設がえした箇所は東日本大震災においても漏水等の被害がありませんでした。

今後の成果向上余地につきましては、成果向上欄に記載しましたとおり、平成 25 年度から厚生労働省の国庫補助事業を導入することによる新たな資金を確保することで、一定の向上を見込むことが可能と考えております。以上でございます。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

次に、219 ページをお開きください。

施策 8、安全で安定した水の供給、基本事業 3、健全な水道事業経営の推進から新田浄水場の解体、売却事業について御説明いたします。

事業の開始、背景、根拠でございますが、新田浄水場は市政の発展に伴い第三次拡張事業により計画され、昭和 51 年 3 月に完成し運用されていましたが、水需要の減少に伴い平成 17 年 4 月から運転を休止しておりました。今後のあり方について検討を行ってまいりましたが、平成 24 年 9 月に東日本大震災の災害公営住宅建設予定地に決定したことから、平成 25 年度中に建造物を解体し、用地を市に売却することと決定いたしました。

右上の改善改革計画でございますが、新田浄水場の存続について、遊休資産の有効活用や施設の安全管理等の面から検討を行ってまいりました。撤去または再開に要する費用が大きくなるため料金改定に及ぼす影響を試算し判断することとしてまいりましたが、当該地が災害公営住宅建設地として決定したこと、売却は遊休資産の有効活用となることから、建造物を解体し、用地を市に売却することと決定しました。

中段の対象、意図、手段については記載のとおりとなります。

活動状況等及びこれまでの取り組みの評価につきましては、平成 24 年 9 月に具現化した計画であり、おおむね順調に進んでおります。

ここで、現在の事業の進捗状況等について説明させていただきます。

本事業は平成 25 年度当初予算に全体事業費を計上いたしました。本年 5 月に解体に伴う設計業務委託に係る簡易公募型プロポーザルを実施し、同月に契約を締結、9 月に実施設計を完了いたしました。今後は、解体工事について 10 月に制限付一般競争入札を実施し、同月に契約を締結、年度内に工事を完了する予定としております。なお、解体工事の契約の締結に関しましては、契約金額が 1 億 5,000 万円を超える工事請負契約となる予定ですが、

一般会計では議会の議決を要する事件となるものの、地方公営企業法第40条第1項により、地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第96条第1項第5号から第8号まで及び第237条第2項及び第3項の規定にかかわらず条例または議会の議決によることを要しないと規定されていることから、落札者が決定後、本契約になることを御承知願います。

以上、新田浄水場の解体、売却事業についての成果報告でございます。

以上で水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び水道事業会計決算の説明を終わります。

○根本委員長

以上で説明を終わります。

これより収入支出一括質疑に入ります。質疑ございますか。

○藤原委員

済みません。企業債の24年度末の残高なんですけれども、数字が2つ出てきているんですね。貸借対照表上は40億9,536万4,871円となっています。これは後で出したもらった資料。それから資料3の59ページでも企業債の残高は同額になっています。けれども、資料5の113ページの未償還残高は41億406万4,871円となっているんです。これはどういうふうに理解すればよろしいのかということなんです。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

資料5の113ページ、41億406万4,871円と40億9,536万4,871円との差ということですよ。はい。こちらは固定負債、平成23年度の修繕と平成24年度の修繕に要する費用810万円と、平成24年度は60万円、こちらが3条のほうに計上される金額です。そちらを引いた額ということになります。

○藤原委員

説明聞いてもわからないんですけども、もう少し。償還額は、3億3,488万8,053円という償還額は貸借対照表上も一致しているんだよね。ちょっと何でそういうことになるのかということがよくわからないな。もう一回ちょっと丁寧に説明してほしいんですが。

○根本委員長

ここで暫時休憩いたします。

午後2時40分 休憩

---

午後2時47分 開議

○根本委員長

再開いたします。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

資料3の58、59ページをごらんになってください。

先ほどの企業債残高に関してなんです、59ページの負債の部、3固定資産のうち、企業債870万、こちらが平成23年度による災害復旧のための修繕費810万円、プラス今回



提案させていただきます 60 万円、これも同じく東日本大震災の修繕に係る 60 万円、これの合計金額が 870 万円で負債の分の企業債になる部分になります。

次、下の資本の部、5 資本金のうち、(3) 借り入れ資本金、イの企業債 40 億 9,536 万 4,871 円、これらを合計した額が先ほど説明いたしました企業債の残高として 41 億 406 万 4,871 円となるという内訳です。

○藤原委員

設備投資と修繕で使用した同じ企業債であっても、計上の仕方が違うということで理解しました。

それから、いつもお聞きしているんですが、正味運転資本の 23 年度末の額と 24 年度末の金額について御説明いただきたいと思います。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

ちょっともう一度済みません、お願いいたします。

○藤原委員

正味運転資本という概念わかりますね。流動資産から流動負債を引いた額。要するに水道部で今正味の運転資金は幾らあるのかという金額なんですが。

○阿部上水道部次長(兼)管理課長

正味運転資本につきましては、平成 24 年度末におきまして 1 億 3,562 万 2,832 円となっております。

○藤原委員

1 億って言いましたか、今。だって流動資産から流動負債を引いたものが正味運転資本なんでしょう。そうすると平成 23 年度末は 7 億 8,169 万 6,000 円で、平成 24 年度末は 7 億 5,926 万 2,000 円になるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○佐藤水道事業管理者

正味運転資金の流れでございますが、平成 23 年度末で 7 億 8,169 万 6,308 円、それから 24 年度末の決算で 7 億 5,926 万 2,067 円となる数字でございます。

○藤原委員

若干減ったということですね。それで、これはもう一般質問しても決算でも予算で取り上げても平準加算もう使わないんだということでちょっとお答えいただいているんですが、平成 24 年度の発行可能枠はこの決算データからいうと 6,667 万 4,000 円だったということですよね。要するに企業債の元金償還から減価償却費を差っ引くとそういう数字になるんですけども、それについてはいかがですか。

○佐藤水道事業管理者

そのとおりでございます。

○根本委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○根本委員長

ご異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決いたします。

初めに、議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○根本委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第 72 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○根本委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

以上で、本決算特別委員会に付託されました議案第 70 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 71 号 平成 24 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について、議案第 72 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についての審査は全て終了いたしました。

各会計ともそれぞれ原案のとおり可決並びに認定されましたので、この結果については議長宛て報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

長期間にわたり御協力いただきまして、まことにありがとうございました。御苦労さまでした。

午後 2 時 56 分 閉会

---

決算特別委員会

委員長 根本 朝栄